

# 大和川水系河川整備計画原案(たたき台) 整理表

# 目次(案)

1. 流域及び河川の概要.....	1	3. 4. 1 中流区間の整備目標.....	35
(概要) .....	1	3. 4. 2 下流区間の整備目標.....	35
(気候) .....	1	3. 4. 3 河川管理施設の質的整備の目標 .....	36
(地形・地質) .....	1	3. 4. 4 減災対策の目標.....	36
(亀の瀬地すべり) .....	1	3. 5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する目標.....	38
(歴史・流域との関わり) .....	2	3. 5. 1 正常流量の目標.....	38
(治水の特徴) .....	7	3. 6 河川環境の整備と保全に関する目標.....	40
(1) 地形特性.....	7	3. 6. 1 自然再生の目標.....	40
(2) 主要な洪水.....	9	3. 6. 2 河川景観の目標.....	42
(3) 改修の経緯.....	9	3. 6. 3 水質の目標.....	44
(利水の特徴) .....	11	3. 6. 4 河川空間利用の目標.....	47
(自然環境の特徴) .....	12	3. 6. 5 地域との連携目標.....	47
(河川景観の特徴) .....	15	4. 河川の整備の実施に関する事項.....	48
(水質の特徴) .....	16	4. 1 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の	
(河川空間利用の特徴) .....	18	施工により設置される河川管理施設等の機能の概要.....	48
(地域との連携の特徴) .....	19	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	48
2. 大和川の現状と課題.....	20	4. 1. 2 河川環境の整備と保全に関する事項.....	56
2. 1 治水の現状と課題.....	20	4. 2 河川維持の目的、種類及び施工の場所.....	61
(中流部) .....	20	4. 2. 1 河川の状況把握.....	61
(下流部) .....	20	4. 2. 2 河道の機能維持.....	61
(堤防整備率) .....	21	4. 2. 3 河川管理施設の維持管理.....	62
(維持管理) .....	22	4. 2. 4 危機管理に関する事項.....	64
(出水対応) .....	22	4. 2. 5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	66
(総合土砂管理) .....	22	4. 2. 6 河川環境の維持に関する事項.....	66
2. 2 利水の現状と課題.....	24	4. 2. 7 河川管理施設の機能維持（浄化施設の機能維持）.....	67
(利水の課題) .....	24	4. 2. 8 河川空間の適正な利用と保全.....	67
2. 3 環境の現状と課題.....	26	4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	69
(中流部) .....	26	4. 3. 1 河川に関する学習.....	69
(下流部) .....	27	4. 3. 2 サイトミュージアム構想.....	69
(外来種) .....	27	4. 3. 3 NPO、行政、学識経験者との連携.....	69
(河川景観) .....	28	4. 3. 4 すべての人にやさしい川づくり.....	69
(水質) .....	28		
(河川空間利用の課題) .....	29		
(地域との連携の課題) .....	29		
3. 河川整備の目標に関する事項.....	30		
3. 1 河川整備の考え方.....	30		
3. 2 河川整備計画の対象区間.....	33		
3. 3 河川整備計画の対象期間.....	34		
3. 4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標.....	35		

## 河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 流域及び河川の概要</p> <p>a) 大和川は、その源を奈良県桜井市のa)笠置山地（標高475m）a)に発し、奈良県大和郡山市においてb)佐保川を合わせ、川西町・河合町境においてb)飛鳥川、曾我川を、斑鳩町においてb)竜田川を合わせてb)亀の瀬狭窄部で奈良盆地から抜け、さらにb)河内平野に入ってから大阪府柏原市においてb)石川を合わせ、さらに西流してc)浅香山の狭窄部を通過し大阪湾に注ぐ幹川流路延長68km、流域面積1,070km<sup>2</sup>の一級河川である。</p> <p>流域の気候は、中上流域は、d)一日の気温差と一年を通して気温差の大きい内陸性気候に属し、下流域は、降水量が少ない d)瀬戸内海性気候に属する。d)流域内の年平均降水量は約1,300mmで、全国平均（約1,700mm）の約8割である。</p> <p>流域の地質は、e)領家帯と呼ばれる地質構造区に属する。基盤岩類としては、領家花崗岩類、e)和泉層群、泉南層群、二上層群が分布する。</p>	<p>1. 流域及び河川の概要（概要）</p> <p>a) 大和川は、a)水源を笠置山地に発して初瀬川溪谷を北西に流れ、奈良盆地周辺の山地より南流するb)佐保川、1)秋篠川、富雄川、b)竜田川、北流する寺川、b)飛鳥川、b)曾我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にあるb)亀の瀬狭窄部を経てb)河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川b)石川、東除川、西除川を合わせ、c)浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長68km、流域面積1,070km<sup>2</sup>の一級河川である。（以下、河床勾配や河道形態を踏まえ、山地から奈良盆地に至るまでを「上流部」、奈良盆地から亀の瀬狭窄部までを「中流部」、大阪平野から河口までを「下流部」という。）</p> <p>(気候)</p> <p>中流部の奈良盆地は内陸性気候に属し、d)一日の気温差と一年を通しての気温差が大きい。下流部は瀬戸内海性気候に属し、降水量が少ない。流域全体のd)年平均降水量は、約1,300mmであり、全国平均の約1,700mmを下回っている。</p> <p>(地形・地質)</p> <p>流域の地質は、中央構造線によって、分けられた西南日本内帯のe)領家帯にあたり、領家変成岩類、片麻花崗岩、花崗岩が広く分布している。このうち花崗岩類は、マサ状の風化を受けやすい傾向がある。また、e)領家帯の南縁には、中生代白亜系のe)和泉層群、2)二上層群が不整合に覆って分布している。2)和泉層群は石川上流に、二上層群は主に亀の瀬の南側に分布する。</p> <p>(亀の瀬地すべり)</p> <p>大阪府と奈良県境に位置する亀の瀬地すべり地帯は、明神山の噴火によって生成された地層に生じたものであり、その地層は第三期中新世の火山灰、溶岩、レキ岩からなっている。その後の地殻変動により、隆起と沈降を繰り返し、さらに大和川の侵食作用によって</p>	<p>1) 佐保川、富雄川とあるが、富雄川の前に秋篠川を入れるべきではないか。秋篠川は非常に大きな川であり、佐保川と秋篠川というのは平城京の造営の中においても利用されてきているので、ぜひとも入れたほうが良い。</p> <p>2) 「基本方針」には、凝灰岩が堆積した二上層群の記述がある。二上層群というのは凝灰岩の堆積したもので、地元の人たちが“どんずるぼう”と呼ぶ石灰岩の岩がある。整備計画原案（地形・地質）のところにも、二上層群の記述を入れたほうが地元的な関心が大きくなるのではないかと思います。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>f) 飛鳥時代・奈良時代には、条坊制の都市計画に基づいた f) 藤原京や平城京が置かれるなど、日本の古代国家の黎明期の歴史・文化の中心地である。</p> <p>大和川は、古来より人々の生活に密接に関係し、g) 大和川によって形成された肥よくな土地で人々が生活を営み、大和川からもたらされる水を使って耕作を行い生活の基盤を築いてきた。交通路としての機能も担い、都を造るときには大和川を使った g) 舟運により人や物資を輸送し、また、g) 随からの使節が大和川を航行し、東アジア文明の文物を伝播させるなど、大きな役割を果たした。</p> <p>現在は、奈良盆地には、世界遺産である「h) 法隆寺地域の仏教建造物（法隆寺、法起寺）」、「h) 古都奈良の文化財（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡）」をはじめ、飛鳥区域 h)（祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区）及び平城宮跡区域の2区域から成る国営飛鳥・平城宮跡歴史公園や数多くの寺社仏閣、史跡、名勝が存在し、文化的・歴史的資源に恵まれ、国内だけでなく世界から数多くの観光客を集めている。</p>	<p>新旧ドロコロ溶岩の境とレキ、火山灰の層の間にすべり面が発生し、現在の地すべり地帯が形成されている。</p> <p><b>（歴史・流域との関わり）</b> 約300万年前には、現在の大和川流域を含む地域には、近畿最大の水系が存在していたと推定されている。この水系は、現在の琵琶湖より南に位置していた古琵琶湖から古瀬田川を通過し、現在の奈良盆地に位置している古奈良湖に入り、大和川に至ると考えられている。</p> <p>また、縄文時代前期にあたる約7,000年前には、河内平野は、ほぼ全域が「河内湾」の海底にあり、上町台地が半島のように湾内に突き出していた。この河内湾には淀川・大和川やその支川が流入しており、洪水とともに流下する土砂によって土砂堆積が進み、河内湾は徐々に縮小していった。約1,800～1,600年前の弥生時代後期から古墳時代前期には、「河内湖」と呼ばれるまでその規模が小さくなり、現在の河内平野へと変遷を遂げてきた。</p> <p>大和川流域は、g) 大和川によって形成された肥よくな土地で人々が生活を営み、大和川からもたらされる水を使って耕作を行い生活の基盤を築いてきたことから、古墳時代からf) 飛鳥時代、奈良時代にかけて日本の政治・文化・産業の中心地として発展してきた。h) また現在でも石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ古墳などの古墳群やf) 藤原京、平城京跡等の「古都奈良の文化財」、及び「法隆寺地域の仏教建造物」などの歴史資源が数多く現存する。</p> <p>このような古都の発展の歴史はg) 舟運や水利用といった大和川存在とも関わりが深く、(1)(2)g) 隋からの使節である裴世清ら一行が皇帝の命を伝えるため、難波津から大和川を遡り、三輪山麓の海石榴市まで航行し、その後陸路により、飛鳥の宮に到着したと日本書紀に記述されている。</p> <p>39) 亀の瀬は、万葉集の中では滝と詠まれており、急流であったことが示されている。また、難波から飛鳥へ至る陸路には亀の瀬峡谷</p>	<p>(1) 裴世清が大和川をさかのぼり海石榴市へ上陸したのかどうか、亀の瀬があるため古代でも船で直接三輪山のふもとまで上がることが出来たのかどうかは明らかでない。また、織豊期に片桐且元が奉行になり亀の瀬の河床を爆破した結果、今の姿になっている。当時、亀の瀬の川底はもっと高かったので大和へ直接行くことが出来なかったと思われる。（第2回委員会）</p> <p>(2) 裴世清が難波津に到着してから海石榴市までどういうふうにして上がったかとおいことは、まだ少し議論すべきだと思うので、資料的な確認などをお願いしたい。江戸時代において亀の瀬区間は船の通行は難しかったし、まして古代であれば、さらに難しかったと思う(第12回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
	<p>を通る竜田越えといわれるルートがあった。このルートは、大和川右岸の山越または大和川沿いを通行するルートであり、特に、川沿いルートは急傾斜地を通行する危険なルートであった。</p> <p>飛鳥時代には、大和川の舟運を利用し、さまざまな物資や人が都に入ってきた。養蚕、製陶、金属、工芸や土木技術、医学、暦、易学などの学問、漢字や儒教などが伝えられた。特に仏教はその後の政治や人々の思想に大きな影響を与えた。また、学問修養の場として飛鳥寺や斑鳩学問寺（現在の法隆寺）などの寺院が数多く建てられた。</p> <p>奈良盆地ではため池の築造と条里制の土地区画制度に伴い大和川の支川は流路が整正され、現在でも、初瀬川、飛鳥川、曾我川などは当時の流路特性が残されている。</p> <p>また、15世紀頃には水田二毛作による稲作が普及し、もともと降水量が少なく水源に乏しい地域であることから、河内平野では狭山池をはじめとするため池が築造された。ため池は昭和初期までに13,000以上築造されたとされている。</p> <p>延暦13年（794年）に都が京都に移り、平城京は廃都となったが、商業機能を強く備えた都市として発展し、市や座において食料品、衣料品、日用品などのさまざまな商品が取引された。江戸時代には亀の瀬から上流では魚梁船、亀の瀬から下流では3) 剣先船が運航され、上流の大和（奈良盆地）に向かうときは、炭や薪、米・塩、干魚、肥料などが運ばれ、大和から河内へは、主に米や雑穀が運ばれた。このように、大和川の舟運は奈良盆地で生産された米や雑穀を大阪に輸送し、農作物の商品化をもたらした。農産物の集散地であった奈良県田原本町は「大和の大坂」と呼ばれるほどの繁栄を誇った。</p> <p>大和川の洪水や治水事業は古くからの記録に残されており、続日本書紀には、和銅2年（709年）に河内・摂津などで洪水による浸水被害が発生したことが記述されている。</p> <p>また、仁徳天皇時代の書物などには治水工事の記録が残っており、</p>	<p>39) 亀の瀬についてはあまり歴史的なことが書かれていない。もう少し書き込む必要があるのではないか。有史以来、地すべりを繰り返してきたと言われており、万葉集等にも出てくる。古代以来、大和から河内へ歩く時は川筋を避けており、地すべり地帯ということが共通認識であったと思われる。</p> <p>3) 柏原船の記述について、柏原船は平野川を京橋までさかのぼる船である。例えば明治時代の運賃表というのがあるが、その場合には柏原船と言わないで国分船と表現されている。国分船と言い換えたほうがよいのではないかと。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p>大和川流域は、奈良県、大阪府の両府県にまたがり、 i) 21市15町2村からなり、大阪市、堺市、<sup>かしわら</sup>柏原市、奈良市、<sup>かしはら</sup>橿原市などの主要都市を有している。</p>	<p>古いものでは、天平宝字8年（764年）の河内国狭山池の堤防整備や延暦4年（785年）の河内国の堤防決壊に対する河川改修が挙げられる。</p> <p>延暦7年（788年）には、和気清麻呂が八尾付近から新川を開削し、4) 茶臼山の南を通して大阪湾に直接放流する工事に着手したが、完成には至らなかった。</p> <p>江戸時代に入り、幾多の計画を経て、宝永元年（1704年）には、幕府は現在の柏原市から北上していた流路を西向きに変え、淀川と切り離すための付け替え工事が行われ、わずか8ヶ月で完成させた。</p> <p>(3) (4) この工事は、河内や摂津などの旧河道や池であった土地は耕作地となり、河内木綿の生産地として生まれ変わるなど、江戸時代における日本経済・商業の中心地としての大阪の発展に大きく寄与することとなった。</p> <p>明治時代に入ると、舟運の妨げとなっていた亀の瀬の水路改修が行われた（明治16年1月完成）。それにより魚梁船が通航可能となり、舟運のさらなる繁栄がもたらされた。また、大阪から亀の瀬までは、剣先船が運行され、奈良と商業都市大阪を結ぶ重要な機能を担った。</p> <p>一方で、明治22年から明治26年にかけて大阪と奈良を結ぶ鉄道が順次開通し、大和川の舟運は衰退していったが、鉄道整備と(4) 近世から続く伝統的な木綿産業を背景として近代的な紡績工場が大阪・奈良に設置され、流域の核となる繊維産業の発展の契機となった。さらに、綿栽培に代わる農家の副業として、綿織物、売菓、凍豆腐、素麺などの伝統産業や、貝ボタン加工、歯ブラシなどの新たな産業も定着した。</p> <p>戦後もさらに発展し、大和川流域は、近畿地方の経済・社会、文化の中心である大阪市および、奈良県の中心である奈良市を含む i) 21市、15町、2村、流域内人口は約215万人を抱えるに至っている（平成17年国勢調査）。また、想定氾濫区域内の人口は約400万人、資産約70兆円、人口密度は約9,300人/km<sup>2</sup>と高度に発展している。なお、大和川流域関連市町村の産業別就業人口は、第三次産業が71%</p>	<p>4) 「茶臼山の南」という記述について、書き換える必要はないと思うが、茶臼山説は1つの有力な説と心得ておいた方が良いと思う。</p> <p>(3) 例えば、付け替えについては、単に洪水対策という様に書いてあるが、新田開発という背景もあり、さらにその結果として大阪の経済にどう影響したのかという様なことを記載すれば、大和川流域がどういうものかということが良くわかると思う。非常に書くべき内容が多いので、ひとつひとつの中身がどうしても摘要的にならざるを得ないのは分かるが、文章の書き方を工夫してもらいたい。（第11回委員会）</p> <p>(4) 大和川の付け替えが単なる洪水対策だけでなく、近世大阪の資本蓄積への意味を持ったことも書いてもらいたい（第11回委員会）</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>と最も多く、次いで第二次産業の27%となっている。また、流域関連市町村の製造品出荷額は6.6兆円(平成17年度)であり、近畿圏(約46兆円：平成17年度)の約1割を占めている。24) また、県内総生産(GRP)は、近畿圏内の値(約88兆)に対して、流域を構成する大阪府と奈良県の合計値は約45兆であり、概ね50%を占める。</p> <p>大和川では、御輿が大和川に入りみそぎの神事を行う『川辺八幡神社の例祭』、御輿を担いで大和川を渡る(5)5) (住吉大社の御渡り)が行われる『神輿渡御祭』、遣隋使の帰国の地であり日本で初めての市が開かれた初瀬川金屋で海石榴市を開催する『大和さくらい万葉まつり』、6) 治水と五穀豊穡を願う広瀬神社の『砂かけ祭り』など、大和川と関連の深い祭りや神事が今でも引き継がれている。</p>	<p>24) 流域の経済活動の部分で流域内のGDPのようなものが記述されると、国内での大和川の経済的な大体のオーダーの検討がつくと思う。また、記載されている製品出荷額については少ない気がするので調べて頂きたい。</p> <p>(5) 川をきれいにしようと思うときに、そこに人の暮らしというものが継続的に反映されていないと持続的なきれいさは望めない。年に1回の御渡りが復活され、継続的に行われれば、神事に関係する川だからきれいにしようという人の意識が働くので、ぜひ継続的な復活が望まれるというふう感じた。神事が途切れるような要因というのは何か。国交省で支援できることはぜひひして頂きたい。(第5回委員会)</p> <p>5) 大和川の御輿のお渡りについて、住吉大社のお渡りなので、地元の人的には、やはり「住吉大社の」ということをちょっと挿入したほうが良いのではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
		<p>6) 海石榴市の「さくらまつり」の記述のところに、広瀬神社という神社で大和川を神としてあがめ、豊年満作を願う砂かけ祭りというのをやっていた。あの辺りは、大和川盆地のヘソみたいなところであり合流地点であるので非常に関心があると思われるので「<b>広瀬神社の砂かけ祭り</b>など」と付け加えたらどうかと思う。</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>また、条坊制の都市計画に基づいた藤原京や平城京が置かれるとともに、耕作地の条里地割によって、直線的で屈曲部を伴う河川・水路が整備されたため、勾配が緩やかになり、水が滞留した。現在でも、初瀬川、飛鳥川、曾我川などは、屈曲部を伴いつつ、南北方向にそれぞれ並行して流下している。これらのj)放射状に広がる多くの支川が奈良盆地で合流する一方で、奈良盆地西部の溪流区間は狭窄部となっており、この上流では本川水位の上昇に伴い、内水被害が発生しやすい状況となっている。</p> <p>奈良県域ではk)昭和30年代後半からの道路、鉄道の整備にあわせて、竜田川、富雄川、佐保川などの流域北部・西部では急激な流域開発が進み、昭和30年に55万人（藤井地点上流）であった人口が昭和55年には100万人とほぼ倍増した。</p> <p>l)かつて、大和川は石川合流後、柏原地点から北上し淀川と合流していたが、人工的に付け替えが行われ、大阪平野の高い位置を流れている。</p> <p>m)地すべりが発生した場合、河道m)閉塞による上流の湛水被害及び堆積土砂のm)決壊による下流の洪水m)被害が発生する可能性がある。</p>	<p><b>(治水の特徴)</b>  <b>(1)地形特性</b>  <b>①中流部</b>          (6)奈良盆地では、j)放射状に広がる多くの支川が本川に集中して合流するため、(6)(7)(8)(9)(10)河川のはん濫や内水被害が発生しやすい地形となっている。さらに、k)昭和30年代後半から流域の都市化が急速に進んだうえ、水田・(12)ため池等の(12)保水機能が減少している。          また、亀の瀬狭窄部の上流付近は、勾配の緩い地形特性と狭窄部のせき上げにより、本川のはん濫や本川水位の上昇に伴う内水被害が発生しやすい地形となっている。          さらに、亀の瀬地すべり地帯のすべり面は大和川の河床の下をとり対岸に達しているため、m)(11)地すべりが発生すると大和川がm)閉塞する危険性がある。この場合、背水により奈良盆地がm)浸水する恐れがある。</p> <p><b>②下流部</b>          l)柏原地点から北上し淀川と合流していたが、人工的に付け替えが行われたため、大阪平野の高い位置を流れている。このため、破堤はん濫が生じた場合、人口・資産の集中する大阪域では甚大な被害が発生する。          さらに、亀の瀬でm)地すべりが発生して土塊が大和川をm)閉塞したうえ、土塊がm)決壊した場合、水や土砂が流出し、大阪平野において大規模な浸水m)被害が生じる危険性がある。</p>	<p>(6) 亀の瀬の地すべりと、奈良盆地を流れる諸河川が全部集中してこの本川に注ぎ込むことが、巨視的に見れば大和川治水の一番のウィークポイントだろうと思う。(第7回委員会)</p> <p>(7) 川が条里制の形状に沿って直角に曲がっている場合には、治水上の弱点となる可能性がある。現存する歴史的な土地利用形態が川の安全度の問題に関わっているという認識が必要である。(第3回委員会)</p> <p>(8) 大和川の歴史、文化は条里制についてあまり言及されていないことが気になった。条里制は奈良盆地における水利かんがいシステムで非常に重要な点であるが、現状では治水面で非常に問題をもつ点を記述しておうの方が良いと思う(第11回委員会)</p> <p>(9) 奈良盆地では、条里制に基づき形成された土地利用や巧妙な河川利用の形態により、増水時には「余り水」が河川に入るところから逆流して冠水の原因となっているケースがみられる。(第5回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第 15 回委員会での意見
		<p>(10) こういう盆地の中小河川、いわゆる内水河川で川が直角に曲がっているところの<b>氾濫</b>が最近はこちらこちらで<b>発生している</b>のは事実である。直角に曲がっている川や小さな川も含めた流域の治水安全度については今後の課題と思われる。（第 3 回委員会）</p> <p>(11) <b>亀の瀬の地すべり</b>と、奈良盆地を流れる諸河川が全部集中してこの本川に注ぎ込むことが、巨視的に見れば大和川治水の一番の<b>ウィークポイント</b>だろうと思う。（第 7 回委員会）</p> <p>(12) <b>総合治水対策</b>の事業の計画以降、社会情勢が変わり、<b>山林の保水力、溜池の貯水量</b>等の問題が分かってきた。また、人口減少社会ということできくと、都市計画部局等との連携で市街化区域の拡大は抑制していく。それは豊かな町をつくり、総合治水対策にもつながるということを言える時期に来たのではないか。そろそろ総合治水対策は見直すべきと思う。（第 7 回委員会）</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>近年では、n)平成19年7月17日に、低気圧の影響で4時間最大雨量が約80mmに達する豪雨によって、柏原地点で1,500m<sup>3</sup>/secを記録し、藤井地点で計画高水位を超過した。</p> <p>昭和6年11月に発生した亀の瀬地すべりにより大和川が閉塞し、これをo)契機に、災害復旧工事が昭和7年に着工され、引き続いてo)昭和8年には大和川応急工事が行われ昭和10年に完成した。しかし、昭和9年以降の洪水による被害が相次ぎ、抜本的な改修の要請が高まった。p)昭和12年に直轄河川改修工事として計画高水流量を柏原地点2,000m<sup>3</sup>/secとして本格的な改修に着手した。</p> <p>q)その後、昭和28年洪水に鑑みて、昭和29年に改修計画を策定し、計画高水流量を柏原地点で2,500m<sup>3</sup>/sec、王寺地点で1,900m<sup>3</sup>/secに引き上げた。</p> <p>昭和40年の河川法の施行に伴い、r)昭和41年に一級水系に指定されるとともに、計画高水流量柏原地点2,500m<sup>3</sup>/sec、王寺地点1,900m<sup>3</sup>/secとする大和川水系r)工事実施基本計画が策定された。</p> <p>その後、s)流域の開発による人口及び資産の増大、土地利用の高度化が著しく、治水安全度を高める必要性が増大したことから、s)昭和51年3月にs)柏原地点における基本高水のピーク流量を5,200m<sup>3</sup>/secとし、全て河道で対応する工事実施基本計画にs)改訂した。その後、t)昭和57年8月に、柏原地点で2,500m<sup>3</sup>/secを記録し、戦後最大洪水となり、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、築堤、河道掘削等を実施した。</p> <p>u)奈良県域では昭和30年代後半からの道路、鉄道の整備にあわせて、</p>	<p><b>(2) 主要な洪水</b></p> <p>近年では、昭和57年（1982年）8月2日に柏原地点において約2,500m<sup>3</sup>/secの流量を記録した戦後最大となる洪水が発生している。7月31日から台風10号通過に伴う降雨が続いた後、2日夜から3日朝に台風9号崩れの低気圧が通過したため、柏原上流域の12時間雨量が146mmを記録し、大和川本川藤井付近や支川西除川合流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県や大阪府内の支川のはん濫や内水はん濫の発生により、21,956戸の家屋が浸水するなどの被害が生じている。</p> <p>また、平成7年（1995年）7月の前線による大雨や平成11年（1999年）8月の低気圧による大雨では、内水はん濫により浸水被害が発生している。</p> <p>さらに、n)平成19年（2007年）7月17日に、低気圧の影響で4時間最大雨量が約80mm（柏原上流域の12時間雨量は約90mm）に達する豪雨によって、柏原地点で1,500m<sup>3</sup>/secを記録し、藤井地点で計画高水位を超過している。</p> <p><b>(3) 改修の経緯</b></p> <p>近代における治水事業としては、昭和6年（1931年）の亀の瀬地すべりによる大和川の閉塞をo)契機に、災害復旧工事が昭和7年（1932年）に着工され、引き続いてo)昭和8年（1933年）には大和川応急工事が行われ昭和10年に完成した。しかし、昭和9年（1934年）以降の洪水による被害が相次ぎ、抜本的な改修の要請が高まった。p)昭和12年（1937年）に直轄河川改修工事として計画高水流量を柏原地点2,000m<sup>3</sup>/secとして本格的な改修に着手した。</p> <p>q)その後、昭和28年（1953年）洪水に鑑みて、昭和29年（1954年）に改修計画を策定し、計画高水流量を柏原地点で2,500m<sup>3</sup>/sec、王寺地点で1,900m<sup>3</sup>/secに引き上げた。</p> <p>r)昭和41年（1966年）には河川法改正に伴い一級水系に指定されるとともに、r)工事実施基本計画が策定された。さらに、s)流域の開発による人口及び資産の増大、土地利用の高度化に伴い、治水</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>奈良県や流域市町村との連携のもと降雨を一時的に貯留するv)流域対策を進めている。</p> <p>また、堤防の嵩上げや堤防断面の確保、護岸等の整備も進めており、特に、下流の大阪府域における治水安全度の向上のため、河口部の浚渫を行うとともに、w)高規格堤防事業をw)昭和62年より実施している。</p> <p>地すべり地帯である亀の瀬地区においては、x)昭和6年に約x)32haに及ぶ山塊が、徐々に大和川方向に移動してx)河床が隆起し、付近がx)浸水被害に見舞われたり、x)国鉄関西本線（現 JR）亀の瀬トンネルが崩壊したりしたことにより、土砂の除去や鉄道の復旧等の災害復旧を行った。y)その後、昭和34年に地すべり防止区域に指定され、昭和37年から直轄地すべり防止対策事業を実施していたものの、昭和42年に再度地すべりが発生し、同年、直轄施工区域の変更がなされた。z)防止対策については、抑止工として深礎工、鋼管杭、抑制工として排水トンネル、集水井等の整備を実施している。</p>	<p>安全度を高める必要性が増大したため、s)昭和51年（1976年）にはs)柏原地点の計画高水流量を5,200m<sup>3</sup>/secとする全面s)改定を行った。</p> <p>t)昭和57年（1982年）8月の洪水は戦後最大洪水となり、大規模な浸水被害が発生したことから、復旧事業は激甚災害対策特別緊急事業に採択され、築堤や河道掘削等が実施されている。</p> <p>また、急速な都市化の進展に伴い、治水施設の整備をより重点的に実施するとともに、流域が持つべき保水・遊水機能の確保、適切な土地利用の誘導等を図る必要が生じたため、大和川北部が昭和57年（1982年）に総合治水対策特定河川に指定された。その後、u)奈良県域では昭和60年（1985年）に大和川流域整備計画が策定され、この計画に基づき、雨水貯留浸透施設やため池の治水利用等のv)流域対策が、関係機関の連携のもとに進められている。流域対策の達成率は、平成20年（2008年）時点で、防災調節池が約38%、ため池の治水利用が約73%、雨水貯留浸透施設が約118%等となっている。</p> <p>w)昭和62年（1987年）には、下流部の都市域を超過洪水による壊滅的被害から守る目的で、大阪府域の約43.6km（両岸延長）において、より高い安全性を持つw)高規格堤防の整備が事業化されている。この高規格堤防事業は、平成8年（1996年）3月に策定された「大和川沿川整備基本構想（案）」に基づき、沿川自治体と連携しながら順次整備を進めており、平成21年（2009年）9月時点で、9箇所地区で整備が完成している。</p> <p>x)昭和6年（1932年）の亀の瀬地すべりでは、峠地区を中心として約x)32haに及ぶ山塊が徐々に大和川方向に移動し、x)国鉄関西本線亀の瀬トンネルが崩壊したほか、大和川のx)河床が9m以上x)隆起して大和川はせき上げられ、上流の王寺町藤井地区がx)浸水するなど、甚大なx)被害が発生した。</p> <p>y)その後、昭和34年（1959年）に地すべり防止区域が指定され、地すべり防止基本計画を策定し、昭和37年（1962年）から直轄地すべり防止対策事業を実施している。</p> <p>54)また、昭和42年（1967年）、清水谷地区で再び地すべりが発生し、峠地区も影響を受けて活動しはじめ、両地区併せて約50haに及</p>	<p>54) 亀の瀬についての記述では、基本方針と同様に昭和42年に再度地すべりが発生したことを書くべき。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>河川水の利用については、大和川本川（国管理区間）において上水道用水が奈良県域で1カ所、工業用水が大和府域で1カ所となっており、その他は農業用水の利用で全体の99%を占めている。大和川流域では古来より降水量が少なく水源が乏しいため、流域内の水源のみでは用水が不足している。このため、流域内にはaa) 日本書紀に築造の記録がみられるaa) 蛙股池・狭山池をはじめとするため池が多数存在し、</p>	<p>ぶ地すべりとなった。この影響により、国道25号が1.3m以上隆起した。大和川は川幅が約1m縮小となったものの、閉塞には至らなかった。</p> <p>地すべりz)防止対策については、抑止工として深礎工、鋼管杭、抑制工として排水トンネル、集水井等の整備を実施している。</p> <p><b>（利水の特徴）</b> 大和川流域では、降水量が少なく水源が乏しい地域であることから、aa) 日本書紀に記されているaa) 蛙股池や狭山池をはじめとする多くのため池が古くから築造され、河川水とともに農業用水として利用されてきた。特に江戸時代から明治時代中期にかけては、ため池築造数が急増したとされており、現在でもその多くが残っており農業用水等に利用されている。</p> <p>また、奈良盆地では古くから灌漑の効率化を目的とした支川の直線化工事が行われるとともに、農業用水の有効活用を図るため番水と呼ばれる水利運営が行われていた。下流部では大和川の付替えに伴い、旧大和川筋や池は新田に変わり、これらの新田への用水路が設けられた。</p> <p>大和川では水不足を解消するために紀の川（吉野川）からの取水を行う計画が近世よりあったが、利害調整が難航し容易に実現できるものではなかった。しかし、(15)昭和24年（1949年）に戦後の国土復興の一環として「十津川・紀の川総合開発事業」が計画され、紀の川上流に大迫・津風呂ダム、十津川（熊野川）に猿谷ダムが建設されることとなり、昭和49年（1974年）に下瀬頭首工（吉野郡大淀町）からの取水が実現した。</p> <p>近年は大都市周辺部での産業・経済の発展、農地から宅地への転用により、上水道・工業用水の利用が増加している。このため、流域内において初瀬ダム（初瀬川）、滝畑ダム（石川）、天理ダム（布留川）といったダム建設による水資源開発なども行われているが、淀川水系や紀の川水系といった他水系からの取水に頼っているのが現状である。</p>	<p>(15)大和川流域は、「大和豊年米食わず」の言葉に見られるように、降雨量が少ない地方であり溜池や隠し井戸、井堰で農業用水を確保してきた。一方、吉野川流域は雨量が多いが河川の水は和歌山県に流れていく。このため、300年前から吉野川分水が考えられ、昭和31年7月に「十津川・紀の川総合開発事業」により悲願の分水が開始された。（第6回大和川流域委員会情報提供）</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>源流から山間地を経て、奈良盆地に至る三輪山の麓までの上流部は、照葉樹林、ab) スギ・ヒノキ植林などで構成される山地部となっている。また、ab) 石川の源流付近ではブナ林や瀬・淵の連続する自然豊かな溪流環境が見られる。これらの山地部は、カジカガエル、カスミサンショウウオ、カワムツ、アカザ、ドジョウ、ムギツク、カワナ、ゲンジボタルなどの生息、繁殖環境となっており、ツルヨシなどの水際植生がみられる。</p> <p>三輪山の麓から亀の瀬の下流までの中流部は、堰による湛水区間が多く水の流れが穏やかな平地部と溪谷景観のみられる亀の瀬となっている。平地部の河川敷にはセイタカヨシなどの水際植生、亀の瀬ではac) ムクノキ、エノキ、竹林などの河畔林がみられ、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。ad) オイカワ、ギンブナ、カマツカ、タモロコ、メダカなどが生息・繁殖し、砂州や水面ではシギ・チドリ類、ad) カモ類も多く、ad) ハマシギの集団越冬地となっている。</p> <p>亀の瀬の下流から河口までの下流部は、河内平野を直線的な河道で大阪湾へと流下する平瀬の多い水域であるが、柏原地区をはじめ所々に早瀬や淵の形態が見られ、アユ、ナマズ、ad) カマツカ、ae) カワヨシノボリ、ギンブナ等の重要な生息・繁殖環境となっている。河川敷でみられるae) セイタカヨシ、イネ科の低茎群落などの草本類にエノキやヤナギ類などの中高木が混在した多様な植生帯は、ササゴイ、カワラヒワ、カワセミなどの休息場やギンブナ、モツゴなど稚魚の生息場所として重要な環境となっている。</p> <p>河口付近の感潮域は、河川と海を往来するaf) ボラ、メナダなどの汽水・海水魚の重要な生息環境となっている。また、広大な水面や干潮時に形成される干潟は、ホシハジロ、af) コアジサシ、ユリカモメ、ウミネコなど</p>	<p>(自然環境の特徴)</p> <p>23) 26) 大和川は古からの流域の発展とともに、舟運や農業用水等の利用、水質悪化や治水工事等を経てきたが、現在においても比較的多様な動植物が生息、生育、繁殖できる環境を維持している河川である。</p> <p>大和川の源流は、笠置山地をはじめとした奈良盆地を囲む山地である。古代より、藤原京や平城京の造営、東大寺をはじめとする諸大寺の建立や都を支えるための薪炭として山林が大量に伐採され、山地が荒廃したとされる。現在は、針葉樹林、ab) スギ・ヒノキ植林など人の手が加わった二次林となっているが、植林地では間伐等の管理が行われなくなってきたり、一部で荒廃が進行している。</p> <p>15) 16) 佐保川の源流付近や初瀬川の流域には、コジイ、アカガシなどの常緑広葉樹林が分布し、前者は、春日山原始林として国の特別天然記念物に指定されているとともに世界遺産に登録されている。後者の天神山の与喜山暖帯林は国の天然記念物に指定されている。(14) ab) また、石川の源流付近ではブナ林や瀬・淵の連続する自然豊かな溪流環境が見られる。これらの山地部は、17) カワムツ、アカザ、ムギツク(魚類)やカジカガエル、カスミサンショウウオ(両生類)、ゲンジボタル(昆虫類)などの生息、繁殖環境となっている。</p> <p>大和川の上流域では、里山の中を川が流れており、タカハヤ、カワヨシノボリ(魚類)、ハグロトンボ、ムカシトンボ(昆虫類)、カワガラス、イワツバメ(鳥類)などが生息、繁殖している。</p> <p>中流部は、古都の発展とともに整備された田畑やため池が多く存在していたが、戦後からの高度成長期を経て、沿川の宅地化が進み、その数は減少している。現在、沿川は住宅地や都市近郊型の農業地域となっており、植生はコナラなどの人為的影響を受けている里山的植生となっている。中流部の河道幅は狭く、蛇行と支川の合流とを繰り返す、平常時は流れが穏やかで小規模な交互砂州が存在する区間である。(13) 水域には、ad) ギンブナ、ad) オイカワ、ae) カワヨ</p>	<p>23) 大和川の自然の状態について、目標につながる評価があった方が良いのではないかと。</p> <p>26) 委員からの意見にもあるが、大和川にはいろいろな生物が沢山すんでいることを先ず述べてもらいたい。</p> <p>15) 「大和川の源流は」、「石川の源流付近では」ということで石川の「ブナ林」だけが取り上げられたような形になっているが、例えば佐保川の源流付近であれば照葉樹林であったりするので、そういう自然植生を残しているところも、もう少し加筆してもいいのではないかと。あるいは付替えた河川であるから、どういうところで大和川の整備計画、自然というところで生態系保全を図っていくかというところが読み込めるような記述というのがもう少しあってもいいのではないかと。</p> <p>16) 水系というとならえ方であれば、世界遺産になっている佐保川源流の春日山原生林などの記述も必要と思う。</p> <p>17) 生物の種名を並べて表記するだけでは、一般の方にはわかりにくいので、両生類などの</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>のカモ類やカモメ類の重要な休息場、採餌環境となっている。</p>	<p>シノボリ（魚類）などが生息する。水際にはae)セイタカヨシ群落が多く分布し、カワラヒワ、セッカ、アオジ（鳥類）などが生息している。この他、中流部に特徴的な動物としては、17)カヤネズミ（哺乳類）、アオダイショウ、イシガメ（爬虫類）、キイロサナエ、ミヤマサナエ、エサキアメンボ、イトアメンボ（昆虫類）などの多様な動物が生息している。水面では、ad)ヒドリガモ、ホシハジロ（鳥類）等が採餌・休息している姿が見られ、王寺堰堤下流はad)ハマシギ17)（鳥類）の越冬地となっている。</p> <p>亀の瀬は、国管理区間内では唯一、岩床や巨石で形成される渓谷環境を呈している区間を含み、早瀬が存在している。この区間には清澄な水域に棲むサワガニ17)（エビ・カニ類）がみられる。河畔にはac)マダケ林やムクノキ、エノキ群落などの落葉高木林が特徴的にみられ、樹林性の鳥類が多く、また崖地にはカワセミ17)（鳥類）も営巢している。</p> <p>下流部は、低平地の河内平野にあり、沿川では古代より稲作が営まれてきたが、戦後は宅地化や工場の進出等により都市化が進み、水田や耕作地が減少している。流水は低水路の全面を緩やかに流れており、所々に交互砂州がみられるほか、瀬と淵浄化施設による流れの変化が見られる。河岸はコンクリート護岸が多いが、(13)高水敷はエノキ、18)アカメヤナギといった中高木が混在し、ヒヨドリ、ノスリ17)（鳥類）などがみられる。またae)セイタカヨシ群落が所々にみられ、オオヨシキリ、セッカ17)（鳥類）、カヤネズミ17)（ほ乳類）などが生息し、水域にはイシガメ17)（爬虫類）、オヨギカタビロアメンボ17)（昆虫類）、ヌマムツad)カマツカ、メダカ（魚類）、18)イソシギ、イカルチドリ、ヒドリガモ（鳥類）などがみられる。また、堤防の一部には、大阪府内で唯一確認されているヒキノカサ（植物）が生育している。</p> <p>瀬と淵浄化施設により再生された早瀬と淵では、魚類や底生動物の種数・個体数の増加、水域を利用する鳥類の増加が確認され、近年水質の改善に伴いアユ17)（魚類）の産卵や稚魚の遡上も確認されている。</p>	<p>か魚類なのかなど具体的に表記したほうがよい。</p> <p>18) エノキ、ヤナギとあるが、エノキは種名であり、ヤナギは種名ではない。そのあたりをきっちりとしたほうが良い。また、シギ類チドリ類など具体的な種名を記述した方がよいと思う。</p> <p>22) 生物の表記の仕方については、指導頂くなど生物学的におかしくないようにしてほしい。</p> <p>(13) 「河川環境と空間利用」の資料で、植物、河川敷の陸生の昆虫、水生昆虫、魚などについて、代表的なものを入れていると思うが、外来種や在来種の問題なども含めて色々な種類を入れてもらいたい。また、どういうものを載せるべきかは、相談して頂ければと思う。（第10回委員会）</p> <p>(14) 河川環境の現状と課題については、大和川にはいろいろな生物がたくさんすんでいるということを、まず述べてもらいたい。代表的な動物は鳥ばかりの様な感じを受けるので、陸上昆虫や底生動物なども入れてもらいたい。ま</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>33)34)河口部には堺港が位置し、江戸時代より以前は、貿易港として繁栄したが、江戸時代に入り、交易船舶の減少や大阪の急成長に押され、商業港としての地位が低下しつつあった。このような状況に対して、繰り返し浚渫を行い、港の修復工事や沖合への移転工事等を行い、港の機能回復に向けた対策がとられたが、徐々に衰退していった。一方で、大和川からの土砂堆積により河口付近の埋め立てが進められ、一帯は新田開発が行われた。現在は、大阪港、堺泉北港につながる単調な感潮区間であるが、水深は比較的浅く、干潮時には干潟が広く干出するなど、大阪湾の中における貴重な干潟環境を有する。(14)水域には汽水性の af)ボラ、メナダ、ウロハゼ(魚類)などがみられ、春季にはウナギの稚魚(シラスウナギ)の漁が行われている。冬季にはホシハジロの越冬や af)コアジサシの採餌、ユリカモメ、ウミネコ(鳥類)の休息する姿がみられるなど、大都市における貴重な鳥類の貴重な河川空間となっている。</p> <p>34)高度経済成長期以前の大和川は、人々の生活と深く結びつきがあり、水質も良く泳ぐこともできたとされている。高度経済成長による流域の都市化により、著しく水質が悪化したが、近年は徐々に回復してきている。水質が回復するに従い、清掃活動やアユ(魚類)やシジミ(貝類)の放流などの水環境の改善を願う地域住民等による取り組みが活発化している。</p>	<p>た、シラスウナギの稚魚の遡上や植物では草本類も書いてもらいたい。(第11回委員会)</p> <p>33) 河口の評価の部分は歴史を踏まえた記述の仕方を検討して頂きたい。</p> <p>「大和川が運ぶおびただしい土砂により幾度となく埋没し、衰退していった」という部分、江戸の商人の頑張りも含めて、堺港を改修しながら新田を開き、新地をしたたかに開いて堺の文化を発展させてきたことなども含めて、堺の港の評価というのは結構歴史的に大きい問題がある。柏原やら付替えた河内の目だけじゃなく、泉州とか摂津の目でも学習というのは大事だということを行いながら随分変わってきたという経過などもあるので、そのあたりを反映して頂きたい。</p> <p>35)「戦後は」というあたりも、戦後の汚染とか臨海工業地の造成とかを含めて大和川が受けたダメージや、かつては大和川も海も豊かであったことを勉強しながら今よみがえらそうと努力しているがまだ復活しておらず大変な状態にあ</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
	<p><b>（河川景観の特徴）</b>            大和川の河川景観は、それぞれの区域の特徴に応じた風土・景観をかもしだしている。            中流部では、50)緩やかな流れの中に平瀬が分布し、佐保川では取水堰が多く湛水域が頻繁に出現する。沿川には、農地が広がるとともに、条里制等の名残や、環濠集落、ため池などが散在し、万葉集で歌われたのどかな風景が形成されている。            亀の瀬は、両岸が山で囲まれ早瀬が連続し、水際まで河畔林が覆う渓谷景観を呈している。            市街地を流下する下流部では、直線的な河道であるが、平瀬や砂州が存在し、水際に生育するセイタカヨシなどの草地や中低木林が混生して、都市域における貴重な水と緑の空間となっている。グラウンドや公園などに整備された高水敷では、多くの利用者がレクリエーション活動を行い賑わいのある景観を見せている。            また、堤防天の通路は、川面が眺望できる散策道、サイクリング道路として利用されている。            下流部の河口では、広大な水面が広がり、干潮時には干潟が現れる。冬期には、水面や干潟に多数のカモやカモメ類が飛来、越冬し、広がりのある河口部の景観に鳥類の姿が変化を与えている。しかし、河岸は直線的でコンクリート護岸の区間が多く単調な景観となっている。</p>	<p>ること、川魚漁もあったが今は権利だけ残っている実態等について記載して欲しい。</p> <p>50)「河川景観の特徴」で中流部について沿川だけでなく河道についても特徴を書くべきではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>大和川流域では、高度経済成長期の地域開発に伴い、ag) 昭和40年代前半から水質が急激に悪化し堺市においては取水を休止する等、BOD75%値が環境基準値を大きく超過する状態が続いていた。</p> <p>ah) このため、平成6年に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定し、平成14年からは清流ルネッサンス21を引き継ぐ形で、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定した。</p> <p>その結果、平成16年には40年ぶりにBOD75%値の本川8地点平均値が環境基準値レベルの水質になるなど、近年水質は改善されてきているものの、依然として環境基準値を達成していない。</p>	<p><b>（水質の特徴）</b></p> <p>大和川では、昭和30年代頃までは川遊びをする風景がよく見られたが、高度経済成長期の始まりとともに流域の急激な都市開発に伴い人口が増加し、産業が発展したことによって、ag) 昭和40年代前半から水質が急激に悪化し、昭和45年（1970年）には、本川8地点の平均水質が31.6mg/l（BOD75%値）となり、8) 昭和53年（1978年）には堺市において取水を停止する等、劣悪な状態が続いた。</p> <p>昭和42年（1967年）制定の公害対策基本法に基づき、昭和45年（1970年）に水質の環境基準が定められ、公共用水域の水質保全のため、排出規制、下水道整備等を総合的に推進するための共通の行政目標が設定された。大和川本川においては、桜井市初瀬取水口より上流がA類型19)（BOD2mg/L以下など）、桜井市初瀬取水口から浅香山までがC類型19)（BOD5mg/L以下など）、浅香山から下流がD類型19)（BOD8mg/L以下など）に指定された。</p> <p>昭和42年に水質に関する情報共有と水質事故の対応を目的に「大和川水質汚濁防止連絡協議会」を設立し、ah) 平成6年（1994年）に「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」、平成14年（2002年）からは清流ルネッサンス21を引き継ぐ形で、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定した。</p> <p>平成17年（2005年）には、「大和川清流ルネッサンス協議会」と「大和川水質汚濁防止連絡協議会」を統合し、「大和川水環境協議会」を設置し、平成18年9月に大和川の水環境の再生を加速するために「Cプロジェクト計画2006（水環境編）」を策定し、「子どもたちが水しぶきをあげながら、いきいきと遊ぶことのできる水辺環境の創出」等を水環境の目標像とした取り組みを進めている。また、大阪府、奈良県においては大阪湾流域別下水道整備総合計画（大阪府）及び大和川流域別下水道整備総合計画（奈良県）を策定し下水道整備を推進している。</p> <p>これらの計画の達成のため、関係機関が連携し河川浄化施設の整備、下水道の整備、高度処理の推進、合併浄化槽の普及、事業所排水の規制指導、水環境改善意識の啓発等に取り組んでおり、平成20</p>	<p>19) 水質の類型について教えて欲しい。一般の人もわからないと思う。</p> <p>8) 水質の特徴の記述の部分、文章からは昭和45年に堺が水を取らなくなったと読める。堺市が取水しなくなったのは昭和53年12月末である。訂正が必要ではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>年には大阪府においては、「大和川水質改善検討チーム」、奈良県においては「大和川清流復活ネットワーク」を設置し、きめ細かな対策、情報発信、民間との協働による取り組みも推進している。</p> <p>河道内においては、国内最大規模の曾我川浄化施設（上向流接触酸化法）や富雄川浄化施設・飛鳥川浄化施設（礫間接触酸化法）をはじめ、瀬と淵方式や薄層流方式等の河川浄化施設が整備されている。</p> <p>また、大和川の排出負荷量を見ると全負荷量の8割以上を生活排水が占めている。このため、平成17年（2005年）以降、生活排水負荷量の削減と水環境改善意識の啓発を行うことを目的とした「大和川流域生活排水対策社会実験」が実施している。</p> <p>大和川流域の下水道普及率は、昭和60年（1985年）には20%程度であったが、昭和62年（1987年）以降、普及率は向上し、平成13年（2001年）には全国平均を上回り、平成19年（2007年）には77.9%（全国平均71.7%）に達している。</p> <p>下水処理場における高度処理も進捗しており、平成19年（2007年）度末現在、奈良県域の高度処理実施率は31.2%、大阪府域の高度処理施設整備率は77%となっている。</p> <p>大和川流域の河川・水路等では、油や薬品の流出など水質事故が多発している。これに対して、関係機関が連携して「大和川水質汚濁防止連絡協議会」を昭和42年（1967年）に設立し、情報共有や事後対策、未然防止に取り組んでいる。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>河川の利用については、市街地における貴重な自然空間として、堤防や中下流部の高水敷がai)スポーツ、散策、サイクリングなどに、流水部はai)釣り、水遊びなどに利用されている。また、aj)住吉大社の神事である「神輿渡御祭」や藤原京の玄関口で大和川船運の終点である日本最初の市として栄えた海石榴市(つばいち)を再現した「大和さくらい万葉まつり」に代表される祭り、「水辺の楽校」等の環境学習など、地域のak)文化や風土、交流を育む場などとして利用されている。</p>	<p><b>（河川空間利用の特徴）</b> 大和川流域には、法隆寺（世界遺産指定）、平城宮跡があり、下流部の流域周辺には9)仁徳天皇百舌耳原中稜に代表される百舌鳥古墳群などの多くの古墳群があり、数多くの歴史・文化遺産が位置している。これらの歴史・文化資源の形成において舟運で利用されるなど大和川は古来から広く利用されてきた。 現在では、下流部を中心に、高水敷に公園緑地・広場が多く整備され、都市部における貴重な自然空間として、住民の憩い、ai)スポーツ、散策、釣り、水遊びなど、多様なレクリエーションの場として利用されている。国管理区間の年間の河川空間利用者数は、約200万人（平成18年度）となっている。 また、aj)住吉大社の神事である「神輿渡御祭」や川辺八幡神社の足洗神事などの祭り、マラソン、釣り、散策などの利用のほか、10)「水辺の楽校」による環境学習、総合学習(出前講座)、自然観察会など、流域の歴史やak)風土、文化を感じ、自然との交流を育む場として利用されている。</p> <p>また、下流の一部区間では、不法耕作が行われており、畑、住居、倉庫などの不法占用もみられるため、是正措置が講じられてきた。 さらに、高水敷や堤防法面などに、家電、バイク、家庭ゴミ等の不法投棄がみられる。ゴミを投棄しないように河川利用者に対して啓発活動を実施し、定期的な撤去作業や流域住民と関係機関が協働して清掃活動を行っている。 不法占用については、流域住民や関係機関と協力し、パトロールやキャンペーンなどの活動を実施している。 また、ホームレスのテントや小屋については、河川管理者による巡回指導を行うとともに、自治体のホームレス支援担当部局と連携し、対策を実施している。</p>	<p>9)「仁徳天皇陵」を「伝・仁徳天皇陵」としたほうが学術的ではないか。“伝”と入れた方が良いと思う。</p> <p>10)総合学習（出前講座）の記述があるが、地元も河川事務所も力を入れていることなので、「水辺の楽校」による環境学習というのを総合学習（出前講座）の前か後に入れるべきではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
	<p><b>（地域との連携の特徴）</b></p> <p>大和川流域は、上流から下流までの人々の生活や産業との関わりが深く、治水・環境・利水等の諸課題について流域一体の課題として総合的に捉えることが必要である。流域全体の理解と協力の下で、対応が求められる。例えば、水環境については、流域住民や各種団体と連携し実施する発生汚濁負荷削減対策や、小学校等との協働による水生生物調査等を実施し、水環境改善に向けた地域との連携に取り組んでいる。</p> <p>また、流出抑制対策については、関係地方公共団体と連携し、ため池の治水利用や雨水貯留浸透施設の整備、総合治水に関する啓発活動に取り組んでいる。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
	<p><b>2. 大和川の現状と課題</b></p> <p><b>2.1 治水の現状と課題</b></p> <p><b>(中流部)</b></p> <p>中流部では、放射状に位置する支川がすべて大和川に集まることから、水位が急上昇しやすいことに加え、流域開発の進展により保水機能が減少し、降雨時の流出量が増大している。さらに亀の瀬狭窄部におけるせき上げも相まって、はん濫の危険性が高く、内水被害が頻発している。</p> <p>藤井地先から支川富雄川合流点付近に至る約6kmの一連区間において、河積不足等により水位が上昇しやすくなっている。</p> <p>支川の佐保川では、堰による流下阻害が生じている。</p> <p>亀の瀬は狭窄部であり、この上流の水位上昇と内水被害の要因となっている。そのため、中上流部の治水安全度の向上のためには、<b>(1)(2)河床掘削による流下能力の確保が必要となるが、掘削した場合、下流への流量増となることから、下流の整備状況を踏まえた対応が必要となるほか、掘削に伴い地すべり防止のための抜本的な追加対策が必要である。</b>55) さらに、昭和37年(1962年)より進めてきた地すべり防止対策は概成するが、地下水位の上昇や地震に伴う不測の事態も想定し、地すべり管理者と連携のもと適切な監視、調査等による河道閉塞への適確な危機管理が求められている。</p> <p><b>(下流部)</b></p> <p>下流部では、基本方針における計画高水流量に対応した改修が完了しておらず、支川の整備や内水ポンプの整備に対応するためには、受け皿としての流下能力が不足している。また、河川管理施設等構造令に適合していない橋梁が多数存在する。</p> <p>大和川の高潮対策は、伊勢湾台風と同規模の台風が大阪湾を通過することを想定して計画しており、昭和36年から高潮堤防の整備に着手しているが、暫定堤防として完成していない区間が存在する。</p> <p>また、下流部は人口・資産が集積しており堤防の決壊が起ると</p>	<p>流域委員会（委員からの意見）</p> <p><small>ゴシックは第15回委員会での意見</small></p> <p>(1) 亀の瀬の川底は王寺より高いと聞かされてきた。地すべりの問題とともに亀の瀬の<b>土砂浚渫</b>は非常に緊急を要する問題点と思われる。(第5回委員会)</p> <p>(河川管理者回答)</p> <p>縦断図は第2回流域委員会の河川管理者資料に示しているが、川の底の平均的な高さも、川の最も深いところの高さも、いずれも王寺の方が亀の瀬より高いという縦断になっている。</p> <p>55) 「地すべり防止対策の完了後も」とあるが、工事が終わると何をしてもいいという<b>誤解が生じないように表現</b>にすべき。</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>壊滅的な被害となるため市街地整備と一体となった高規格堤防の整備を進めている</p> <p>河口部では、上流からの掃流土砂により堆積傾向にあり、戦後最大相当規模の洪水に対して流下能力が不足している。そのため、河積阻害を防止する浚渫と土砂管理計画の策定が必要である。</p> <p><b>(堤防整備率)</b> 大和川水系の直轄管理区間のうち、完成堤防延長は52.2kmで全延長の約68%となっている(H20.3現在)。 さらに、大和川はゼロメートル地帯である大阪平野より高い位置を流下しており、過去に洪水等の度に嵩上げ・拡幅を行ってきたため、築堤履歴や材料構成が明確でなく、質的に脆弱な箇所が潜在している。これらを重要水防箇所として、出水時の重点的な点検等により、対応しているところである。また、(3)洪水時の浸透や地震時の振動等に対する安全性についての調査や、解析による質的対策の必要箇所への対策を行っている。</p>	<p>(2) 亀の瀬の河床が隆起しているというデータから、ある程度工事が完成した時点で亀の瀬の河床を下げることは必要と考えられるか。また、1982年の水害の後、亀の瀬の狭窄部に地下トンネルを造って流すことを検討されている。その時の検討の資料があれば提示していただきたい。(第8回委員会)</p> <p>(河川管理者回答) 大和川の特徴として中流域の狭窄部の疎通能力を高めることは非常に大事だと考えている。河道をどこまで広げるかについては、上流への効果、下流への影響とその対策、コストと工期などを技術的に検討し、選択肢をしっかりと用意することを考えている。</p> <p>(3)基本方針本文（案）の保全と利用の（ア）の第3段落に「堤防の詳細な点検を行い、堤防等の安全性確保のための対策を実施する」（資料2-3,9頁）とあり、資料2-2「堤防の質的強化」というのがある。その中で堤防の強化の問題を水が浸みいって破損するという状況のことしか書かれていない。国土交通省が1級河川に</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p><b>（維持管理）</b> 樋門・水門等の河川管理施設の中には、設置後30年以上を経過し、劣化や老朽化している施設がある。また、地元住民に管理を委嘱している樋門等については、操作員の高齢化問題に適切な対応する必要がある。</p> <p><b>（出水対応）</b> 大和川では流域の約28%が市街地であり、下水道や用排水路等の複雑な流出機構により本川の水位が変化するとともに、出水時には急激な水位上昇が生じる危険性を有している。このため、はん濫時の避難誘導や樋門の操作等を確実に実施する必要がある。また、精度の高い洪水予測や、迅速な情報提供が求められる。</p> <p><b>（総合土砂管理）</b> 大和川本川の河床形状の経年変化をみると、河口部の浚渫や柏原堰堤下流部の洪積層粘土などにより、河床の変動は小さく概ね安定しているが、<b>(4)河口付近では土砂が堆積傾向となっている。</b>しかし、<b>(5)支川毎の土砂供給量や洪水規模毎の土砂供給量等の土砂動態に関するデータ等が不足しており、今後の詳細な調査分析が課題となっている。</b></p>	<p>あるすべての<b>堤防の耐震性能</b>について<b>調査</b>することを2007年10月に報道された。堤防の地震対策について大和川ではどのような調査、点検が行われていったかということ報告して頂く必要があると考えている。</p> <p><b>(河川管理者回答)</b> <b>堤防の質的整備について、浸透だけでなく耐震についても必要な箇所については実施する</b></p> <p><b>(4)大和川は、多くの土砂が生産される河川と思われるが、土砂の生産源がどこなのか、土砂動態マップの作成状況・予定、もしくは、わかっていることがあれば教えて欲しい。洲を形成している土砂がどういいう粒径材料からできているかを把握して、土砂の動態をとらえる必要がある。このような土砂動態をとらえないと、将来の大和川で、砂洲とかがどうなるかということがつかみにくいと思われる(第3回委員会)</b></p> <p><b>(河川管理者回答)</b> 土砂動態マップはまだできていない。<b>河口部に近いところでは堆積傾向となっており、</b></p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
		<p>干潟として良いところではあるが、治水上、河口部の掘削を実施している。ただ、掘ってもまた埋まる傾向があるため、この土砂をどうやって管理するかということを河川整備計画では議論する必要がある。</p> <p>(5) 土砂動態のデータを揃えるのは大変な作業であるが、治水計画を立てるうえで土砂動態を把握することは重要である。（第6回委員会）</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>2.2 利水の現状と課題 （利水の課題）</p> <p>国管理区間における上水道用水、工業用水についてはすべて許可水利権となっているが、河川水の利用の大半を占める農業用水については(13)(14)慣行水利権が多く残っており、取水量や期間等の実態に不明点が多い。</p> <p>大和川本川の基準地点である柏原地点における実績流量は、昭和49年（1974年）～平成18年（2006年）までの近年33ヶ年において、平均低水流量は約9.9m<sup>3</sup>/sec、平均渇水流量は約5.5m<sup>3</sup>/secであり、10年に1回程度の規模の渇水流量は約2.9m<sup>3</sup>/secである。</p> <p>これに対し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、7月から9月では概ね4m<sup>3</sup>/sec、10月から6月にかけては概ね6 m<sup>3</sup>/secであり、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は確保できておらず、魚類の生息、繁殖環境等に支障をきたしているおそれがあるため、流況を改善する必要がある。</p>	<p>(13) 慣行水利権の許可水利権への切り替えは大和川水系でどの程度進んでいるのか、利水管理の点から現状を教えてください。（第5回委員会）</p> <p>(河川管理者回答)</p> <p>私どももぜひ知りたいところでもありますので、いい質問をいただいたと思っておりますので、特に農業部門の方にも意見紹介をするなりしてデータをいただけるものであればいただきたいと思います。それと河川改修等、要するに取水口を、河川法の23、24、26の手続をやるときに改築をしたりするときに、それに伴って許可水利に切りかえたりしておるわけですが、残念ながら大和川水系ではなかなかそれが進んでいないという実態もあります。権利ベースのところ、なかなかそこで進んでいないという一ですから、築留のところのあれだけの大きな取水がありますね。取水口改築とかしているわけですね。あれは本当は許可水利とかに通常はなりますよね。それがなかなかできていないのは、いろいろな権利の</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
		<p>話があると思います。これは、難しい話があると思います。</p> <p>(14) 慣行水利の利水の状況が分らなければ川でどれくらい水が使われているのかがよく見えてこない。大和川の好ましい利水が何なのかというようなことが議論できないのではないかと思われる。(第5回委員会)</p> <p>25) 資料編等にも記載されるかもしれないが、利水のところで、上水、工水、農水について、区別が可能なら用途別の内訳がわかるような資料も出して頂きたい。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>2.3 環境の現状と課題 （中流部）</p> <p>中流部は、奈良盆地の田園やそれらへの用排水路としての機能も兼ねた支川と一体的な河川環境を呈し、長らくその歴史を刻んできたが、近年の護岸整備、捷水路整備などの河川整備により、瀬・淵や水際植生が減少し、魚類の生息場や稚魚の避難場等の環境が失われている。また、田園や支川との連続性で見れば、一部の堰や樋門の合流部の落差が、アユ、ウグイなどの回遊性魚類の遡上・降下やナマズ等のかつて(8)(9)水田と川とを往来していた魚類等の移動の障害となっている。また(6)(7)カワウ(17)(鳥類)については、20)ねぐらでの糞害による水質汚濁やマダケが枯れようとしており課題になっている。</p>	<p>(6)カワウの生息については、カワウが糞をすることによって生物の多様性を低くしていくということになると思う。(第10回委員会)</p> <p>(7)廣瀬神社の後ろのところではカワウの糞害が非常にひどく、汚濁の原因にもなっている。カワウの問題もやはり環境に係わる重要な問題点だろうと思う。(第10回委員会)</p> <p>20)カワウの糞害によりマダケが枯れようとしていることなどを具体的に記述したほうがよいと思う。</p> <p>(8)アユモドキ、ホトケドジョウ等は、川と水田を行き来し、水田のところで産卵する魚類である。昔は川と水田のつながりがあったが、今は三面張りなどにより行き来がしにくくなっている。(第6回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p><b>（下流部）</b> 下流部は付替えによる二次的自然が形成されているが、護岸整備、高水敷造成などの河川整備により、瀬・淵や水際植生が減少し、魚類の生息場や稚魚の避難場等の環境が失われている。</p> <p>河口部は、付替え以降、上流からの掃流土砂の堆積により、河口部の干潟が徐々に広がっている。高度成長期の埋立や港湾施設の整備等とともに、水際のコンクリート護岸の整備が進められ、水際植生が少なく単調である。また、河口に広がる干潟は、鳥類が多く利用しているものの、ゴカイなどの底生動物は他河川と比べて多様性が低い状況にある。</p> <p><b>（外来種）</b> 21) 大和川では多くの外来種が確認されている。中でも特定外来種は、オオクチバス、ブルーギル（魚類）やウシガエル（両生類）、アライグマ（ほ乳類）、アレチウリ、オオカワヂシャ（植物）等が侵入し、(11)植物種では全確認数の約1/4を占めるなど数が増加している。外来種の侵入による種の多様性の低下、在来種の生息、生育、繁殖への影響が懸念される。</p>	<p>(9) 魚出現種は昭和30年頃から現在までのデータをまとめてある。アユモドキやホトケドジョウ等がないということを確認するのは難しいが、今はないと思う。川と水田のつながりが無くなっているのは大和川の農業の特性でもある。井堰からの取水を千年近く続けてきており、昔から横断方向のつながりが少ないのではないか。（第6回委員会）</p> <p>(10) 「外来種の課題」では魚だけが挙げられているが、<b>アレチウリなどの植物の外来種</b>についても考えていく必要があると思う。（第9回委員会）</p> <p>(11) <b>在来種と外来種の種類や割合を示してもらいたい</b>。また、外来種の良い面と悪い面を分けて整理し、<b>他の在来生物への影響を書いてもらいたい</b>。（第11回委員会）</p> <p>21) 外来種のところの記述について、<b>オオクチバスだけでなく、ブルーギルとかミシシッピアカミミガメなどたくさんある</b>。また、アレチウリの他にも<b>オオブタクサ</b>とかもある<b>ので具体的に1種類だけでは</b></p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第 15 回委員会での意見
	<p><b>（河川景観）</b> 51) 大和川は中流部、下流部、亀の瀬の特性に応じて比較的良質な河川景観が維持されている。よってこれらの景観特性を踏まえて、それぞれの場所に応じた河川景観の維持、形成が求められている。</p> <p><b>（水質）</b> 1) 環境基準（BOD75%値） 関係機関が連携して、下水道整備率の向上や合併浄化槽の普及、住民に対する水環境改善意識の啓発等に取り組んできた結果、本川の水質は年々改善し、平成 20 年（2008 年）には本川 8 地点全てが環境基準（BOD75%値）を達成しているが一部の支川では環境基準（BOD75%値）を超過している。</p> <p><b>(12)2) アンモニア性窒素</b> BOD75%値については環境基準を達成するようになってきているが、水温の低下する時期を中心に、微生物の活動性が低下し、アンモニア性窒素濃度が上昇しやすく、本川(太子橋～遠里小野橋)では、冬季に 1mg/l を上回る状況が続いており、BOD(N-BOD)の上昇を引き起こしている。</p> <p><b>(12)3) 糞便性大腸菌群数</b> 夏季を中心にして糞便性大腸菌群数が高く、安心して水遊びができるような状況には至っていない。</p>	<p>なくもう少し記載したほうが良いと感じた。</p> <p>51) 河川景観の課題についても書くべきではないか。</p> <p>(12) 水質関係では、課題としてはBODだけではなく、他の例えば濁度とか窒素分とか、大腸菌なども入ってくると思う。もうBODだけの時代ではないと思う。(第 11 回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>(12)4)生態系や人と河川の豊かなふれあいの確保に係る評価 大和川本川の河川水について「不快な臭いを感じる」、「川底の感触についてはヌルヌルして不快である」という住民意見が多数ある。 また、水生生物調査による評価でも「汚い水にすむ生物」が多い。</p> <p>(河川空間利用の課題) 河川利用者は、高水敷が多く整備されている下流部に多く、上流部、中流部での利用者は少ない。利用形態では、スポーツ、散策等堤防や高水敷利用が多く、釣り、水遊び等の水辺の親水利用が少ない。</p> <p>29)また、大和川は古来より人々の生活に密着し、古代国家における交通路としての役割も果たしてきたことから、沿川には神社、史跡等の多くの歴史資源が分布しており、これらの歴史資源を活かした河川整備が求められている。</p> <p>沿川自治体の地域計画では、水と緑の骨格、緑の資源・拠点等として位置づけられているが、利用に関する具体的な計画は少なく、大和川の歴史や風土、文化を活かしたまちづくりが期待される。</p> <p>また、河川内にはゴミの不法投棄がみられることから、ゴミを投棄しないよう啓発活動を実施しているが依然としてなくなる状況にあり、安全、快適な河川利用の妨げとなっている。</p> <p>(地域との連携の課題) 水環境改善に向けた流域住民等の独自の取組はあるものの、より一層の流域住民の参加と主体的な取組が必要であるとの意見がある。 また、流出抑制対策については、一層の連携促進が必要である。</p>	<p>29)「風土は稀薄である」と言い切るよりは、研究とか取り組みが今始まっているなど、今後につながる前向きな記述にした方が良いのではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p><b>（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</b> 大和川水系では、a)これまで洪水をすべて下流に流すこととしており、下流から順に治水安全度を向上していくこととしていたが、流域全体の治水安全度を早期にバランス良く向上させる必要がある。一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全が確保されるものではなく、上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識の下、洪水はん濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、河川等の整備を図る。</p> <p>また、自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、万葉集にも詠まれた流域の風土、文化、歴史も踏まえ、日本の古代国家の成立期に大きな役割を果たした大和川を b)「母なる川」として認識し、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。そのため、関係機関や地域住民と連携を強化しながら、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。</p> <p>治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等について、c)関係機関や地域住民と連携しながら地域一体となって取り組む。</p>	<p><b>3. 河川整備の目標に関する事項</b> <b>3.1 河川整備の考え方</b></p> <p>大和川流域は、先史時代からの水稻栽培や藤原京、平城京などの遷都など、日本の古代国家の黎明期の歴史・文化の中心地であった。また、宝永元年（1704年）に実施された(3)大和川付替え工事43)により、洪水を繰り返す旧大和川沿いの土地では新田開発と綿の栽培が行われ、河内木綿はのれんや浴衣地として全国に知れ渡ることになった。こうした基盤は、大阪の紡績業の発展につながっていった。</p> <p>このように、日本の古代国家成立期から近年の大阪経済圏の形成に至るまで、流域の要請によりその姿を変え、役割を果たしてきた b)「母なる川」が刻んできた(1)歴史や風土、文化を感じ、誇りに思える大和川とするための河川整備を進める。</p> <p>また、高度成長期においては洪水被害や水質の悪化、ゴミの不法投棄や不法占用などの課題が顕在化してきたが、河川管理者や関係機関、流域住民がこれまで一体となって課題の解決や改善に向けて取り組んできた。この結果、例えば水質は環境基準程度まで改善する等、その取り組みが成果として結実しつつある。</p> <p>このため、引き続き、流出抑制、水質改善、ゴミ問題等の諸課題に対し、関係機関や流域住民等の協力のもと、流域が一体となって解決や改善に取り組む。</p>	<p>(1)大和川は日本の原点のような川であるから、大和川の河川整備計画では<b>歴史的な特徴が感じられる川づくりのあり方</b>を見出すことが課題である。（第2回委員会）</p> <p>(2)矢田地区の大和川河川敷自然公園は、子供たちの主体的活動が、周りを動かした。「子どもが変われば、親が変わり、親が変われば、地域が変わる」という状況が作り出されてきた。<b>地域と結びついた学校教育</b>との観点を重視しながら、空間利用、環境問題を考えて欲しい。（第5回大和川流域委員会情報提供）</p> <p>(3)大和川の<b>付け替が単なる洪水対策だけでなく、近世大阪の資本蓄積への意味</b>を持ったことも書いてもらいたい。（第11回委員会）</p> <p>43)「新田開発といった大阪の資本蓄積」という表現があるが、P4に<b>河内木綿等</b>によって貨幣経済が農村に浸透していくという意味のことが書かれており、そちらの表現の方がふさわしいのではないかと。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p><b>ア 災害の発生の防止又は軽減</b></p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、中流部に奈良盆地を抱え、地すべり地帯を有する亀の瀬狭窄部を挟んで、下流部に大阪平野が広がる状況であることに鑑み、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランス良く治水安全度を向上させる。そのため、人為的に下流へ洪水時の負荷を増すことになる狭窄部の開削は極力行わないことが望ましいことから、<b>d) 中上流部において、中上流部の治水安全度を向上させ、かつ下流部への流出量を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など、最大限の対策を行う。</b></p>	<p>大和川は、都市化が進み資産の集積や流出の変化が進む中流部の奈良盆地や下流部のゼロメートル地帯である大阪平野を流下する。河川整備においては、<b>a) これまで洪水をすべて下流に流すこととしており、下流から順に治水安全度を向上していくこととしていたが、流域全体の治水安全度を早期にバランス良く向上させる必要がある。</b>また、中流部と下流部との中間には地すべり地帯の亀の瀬狭窄部を抱えており、洪水や地すべりに伴う河道閉塞等が発生すると甚大な被害が予測される。このような大和川流域の特性を踏まえ、<b>d) 中上流部において中流部の治水安全度を向上させ、かつ下流部への流出量を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など、最大限の対策を行う。</b></p> <p>さらに、<b>45) 洪水時に流域の人々の生命や財産を守るために、予警報等の発表や関係機関との出水・災害対応、防災教育への支援や過去の洪水被害の経験や心構えの継承など、自助、共助、公助のもと c) 関係機関や流域住民と連携して、洪水被害の軽減に向けたハード・ソフト両面の総合的な対策の推進により、洪水被害の生じにくい大和川を形成する。</b></p> <p><b>23) 大和川は古くからの流域の発展とともに、舟運や農業用水等の利用、水質の悪化や治水工事等を経てきたが、現状でも比較的多様な動植物が生息、生育または繁殖等できる環境を維持している河川である。高度成長期には流域の社会経済発展のため動植物の生息、生育、繁殖環境は軽視されてきたが、動植物にとっても良好な生息、生育、繁殖環境とするため河川環境の保全と整備を進める。</b></p> <p>大和川の河川空間は都市化が進む流域の貴重な生活空間として、散策やスポーツの他、釣り、水遊び、伝統行事、総合学習、環境学習、防災訓練などに利用されている。</p> <p>また、生活空間のみならず、沿川都市のシンボルや観光拠点とし</p>	<p>流域委員会（委員からの意見）</p> <p>ゴシックは第15回委員会での意見</p> <p><b>45) 「流域全体の治水安全度の向上を図る」とあるが、新しい河川法では、治水安全度ではなく、流域の人の命を守ることが最優先されるべきであるというのが基本的なコンセプトであったと思う。治水安全度を上げて、堤防が不完全であれば破堤する危険性が出てくるといったこともあり、治水のコンセプトをわかりやすく書くべきではないか。</b></p> <p><b>23) 大和川の自然の状態について、目標につながる評価があった方が良いのではないか。</b></p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>て、魅力ある沿川空間の一部としての一体的・連続的な利用を図るまちづくりも進められている。</p> <p>このため、河川環境と河川利用の調和を図りつつ、大和川の恵みを活かし、まちづくりと一体となった河川空間の整備や、動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生、更なる水環境の改善等により、多様な動植物が生息、生育、繁殖し、子供たちがいきいきと遊ぶことができる大和川を形成する。</p> <p>49) 河川整備の実施に当たっては、治水、利水、環境を個別の目的として実施する事業であっても、総合的な検討を行い治水、利水、環境のどの側面にも十分に配慮し河川整備を行うことを基本的な考え方とする。</p> <p><b>（大和川の環境の基本的な考え方）</b></p> <p>我が国では、古くは、良好な自然のもと、持続可能な生活を営んできた。また、自然の厳しさや美しさを背景として、豊かな文化を育んできた。しかしながら、人の営みの規模が拡大し、人口が増加する中で、自然への負荷が大きくなり、その影響が看過できなくなった。</p> <p>大和川流域は古においては、藤原京や平城京が置かれるなど、日本の黎明期の政治の中心地であったが、平安遷都に至った。その一因として、汚水による衛生状態の悪化や、木材の過剰伐採があったと言われている。また、近年では、高度経済成長期の水質悪化により、堺市の上水は停止され、現在も大和川の河川水は飲料水源として使用されていない。</p> <p>自然が健全であってこそ、人類は持続的に、健康で文化的な生活を営むことが可能であるとの認識のもと、大和川の河川整備を行う。行き過ぎた自然中心主義には留意しつつも、なるべく環境に優先する姿勢を失ってはならない。環境に負荷を与える場合も可能な限り負荷を小さくする工夫をすべきである。</p> <p>大和川の生態系は、一部区間で堰等による不連続性が課題となっているが、コイ・フナ等の魚類、セイタカヨシ等の水際植生や、それを生息環境とする鳥類が確認されており、都市河川として良好な</p>	<p>49) 「河川環境の整備と保全に関する目標」が出てくるが、「河川環境の整備と保全」という言葉は、新河川法の一番頭に出てくる。全体について貫かれる考え方であることを考慮して欲しい。</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p>生態系が維持されている。現状では大和川全体で、河道内の植生については延長約33km、瀬については36箇所、淵については64箇所存在する。今後の河川整備においては、水際植生について延長約45kmまでの保全・再生を図り、瀬・淵については現状を維持するなど、大和川全体の生態系の維持増進を図ることを基本とする。</p> <p>大和川の河道は、一部の溪谷区間を除いては、堤防により河川敷地が固定され、沿川の土地利用状況を考えると、極度に川幅を広げて河川環境を再生する方法をとることは難しい。このため、今後の河川整備においても、現状の河川空間の中で、良好な自然を育むことを基本とする。また、大和川流域の山地は谷が浅く、集水域が小さいためダムの適地はないことから、ダムは原則設置せず、流下能力の向上のための河道掘削を行う場合は、瀬・淵の再生・創出を併せて実施することを基本とする。</p> <p>大和川の水質は、高度経済成長期に大きく悪化し、現在では、BODが3.7mg/lとなり、環境基準程度まで回復したものの、都市河川として必ずしも良好な状態とは言えない。今後の河川整備においては、流域住民や関係機関、地方自治体と連携を図り、生活排水等の汚濁負荷量を削減するための水環境改善意識の啓発や下水道等汚水処理施設の普及促進によるBOD、アンモニア性窒素、糞便性大腸菌群数の低減に努め、泳ぐことができ、水とふれあう気持ちにさせる大和川を目指すことを基本とする。</p> <p>大和川の景観は、かつては豚小屋やテント等の不法占用が多くあったが、現在では大きく改善された。今後の河川整備においては、不法占用を解消し、適正な河川利用や河川清掃を推進するとともに、流域住民が参画し、河川とまちづくりが一体となった整備などを実施することにより、大和川の歴史、文化、沿川の風土と調和した景観となることを基本とする。</p> <p><b>3.2 河川整備計画の対象区間</b></p> <p>本整備計画は、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第16条の2に基づき定めるものとし、対象区間については、表及び図に示す大和川水系の国管理区間を対象とする。</p>	<p>(4)時間雨量100mmの年間出現率が、ここ30年でどのくらい変わってきているのかというデータを国土交通省ではまとめていたと思うので、この委員会で紹介していただきたい。トータルの年間降水量としては同じであっても、あるいは増えつつあっても、「時間雨量100mm」という短時間に強い雨が降るパターンの年間出現率が、ここ10年近くかなり増えてきており、このような傾向を考えた治水計画が必要になってくると思われる。(第3回委員会)</p> <p>(5)最近の20年間の大雨より考えられることは、川の容量以上の雨水が川に集中するということで破堤につながったのではないかと。大和川は年間降水量で見れば非常に雨の少ない流域であるが、今年の由良川、円山川のように、ある地域に集中的に降る場合もあるので、そのことを考慮した治水計画が上流支川を含め必要と思われる。(第3回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
	<p><b>3.3 河川整備計画の対象期間</b></p> <p>本整備計画は、大和川水系河川整備基本方針に基づき、大和川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定める。その対象期間は概ね20年～30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するが、今後、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見の蓄積、(4)(5)(6)将来の気象予測の高度化などの技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行う。</p>	<p>(6)地球温暖化に関するシミュレーションの結果なくしてこれからの治水対策は考えられないのではないか。(第8回委員会)</p> <p>(河川管理者回答)</p> <p>今、我々が行っている治水対策は再度災害防止をやっているにすぎなく、地球温暖化等を考えた長期展望はできていない。そのためこのような委員会のご意見を伺いながら考えていきたい。地球温暖化の問題は大和川に限らず全国的に考えなければいけないことだと思う。</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>大和川水系では、これまで洪水をすべて下流に流すこととしており、下流から順に治水安全度を向上していくこととしていたが、流域全体の治水安全度を早期にバランス良く向上させる必要がある。一部の地域の犠牲を前提として、その他の地域の安全が確保されるものではなく、e) 上下流バランスを確保しつつ流域全体の治水安全度の向上を図ることが必要であるとの認識の下、洪水はん濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、河川等の整備を図る。</p> <p><b>ア 災害の発生の防止又は軽減</b></p> <p>大和川中上流域では、著しく市街化が進行していることに鑑み、河川改修のみならず、流域での保水・遊水機能を適切に維持・確保するために、下水道管理者、地方公共団体等関係機関、地域住民と連携し、流域内で貯留・浸透による流出抑制を推進するとともに、土地利用計画や都市計画との調整等を図り、流域が一体となったf) 総合的な治水対策を推進する。</p> <p>また、遊水機能を活かした洪水調節施設の整備等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。</p>	<p><b>3.4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標</b></p> <p>大和川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、e) 上下流および本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図る。このような整備を行うことで、戦後最大規模となる昭和57年8月洪水を安全に流下させることが概ね可能となる。特に中流部には亀の瀬狭窄部があり、狭窄部上下流に多くの人口・資産が集積することから、中流区間、下流区間、質的整備、減災対策に区分し次のように治水対策の目標を設定する。</p> <p><b>3.4.1 中流区間の整備目標</b></p> <p>中流部においては、治水安全度の早期向上が可能で下流部への流出量低減にもつながる遊水地整備を行うとともに、下流部の整備状況を踏まえ、堤防整備や河道掘削、内水対策を行う。また、中流部の治水安全度を早期に向上させ、かつ下流部への流出を低減するため、引き続き関係機関と連携し、(8)(9)ため池の治水利用や土地利用規制などのf) 総合治水対策を更に推進する。治水上支障となる堰については、統廃合等により洪水処理能力の向上を図る。また、亀の瀬狭窄部においては、地すべり管理者と連携し、監視、調査、危機管理を適切に行う。</p> <p><b>3.4.2 下流区間の整備目標</b></p> <p>下流部においては、中流部の河道改修によりこれまではん濫していた水を下流の堤防区間に安全に流下させるための、中流部からの流出量増加への対応も含めた堤防整備や河道掘削を行う。</p>	<p>56) 河川整備計画の目標を戦後最大相当となる規模の洪水を安全に流下するということの基本的な考え方を説明して欲しい。全国一律、戦後最大流量を安全に流下させるという目標に設定するのか。それとも、我が国の経済的な実力というか、そういうことを考えて戦後最大という目標にしているのか。</p> <p>57) 奈良県での遊水地整備はどういうものなのか、自治体の総合治水対策とどの程度の連動ができるのかなど、次回4章について説明を聞いた上で、3章の話に戻って議論する必要がある。</p> <p>(7) 低地を宅地造成して住むようになり、流域の安全度がさらに低下していることも考慮する必要がある。(第3回委員会)</p> <p>(8) ため池は、集中豪雨時などに保水能力を発揮する点で重要だと思うが、分水後は溜池の埋め立てが増えている。どれくらい埋め立てが進んでいるかというデータを示して欲しい</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
	<p><b>3.4.3 河川管理施設の質的整備の目標</b></p> <p>堤防については、全川にわたって存在する脆弱な箇所に対して、浸透・侵食・耐震に対する安全性を強化し、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。特に人口、資産が高密度に密集した大和川の下流部においては、計画を上回る規模の洪水に対しても、壊滅的な被害を未然に防止するため高規格堤防の整備を行う。また、河床変動や老朽化等の状況に応じて、適切な対策を講ずる。</p> <p><b>3.4.4 減災対策の目標</b></p> <p>現況の治水施設の能力を超える洪水が発生した場合でも被害を極力回避軽減するための減災対策を推進する。</p>	<p>い。(第6回委員会)</p> <p>(9)高水流量を決める際には、ため池がなくなり河川に対する負荷が多くなるという問題を考えていかなくてはいけないと思う。(流域での保水・遊水機能を適切に維持・確保)ため池を潰して学校を造ったり、多くの施設を造ることに対する行政指導の具体的な例があれば示して頂きたい。(第11回委員会)</p> <p>(大阪府回答)</p> <p>開発指導で位置づけた調整池は、治水計画になかなか盛り込めず、高水計画でもカウントしていない。昭和57年の被害後、大阪府でも総合治水の制度化に向けて検討したが、結果的に制度の対象とならなかった。行政指導では、少なくとも10分の1に相当する1時間当たり50mm対策相当分の調整池の設置をお願いしている。なお、寝屋川流域では総合治水の制度を適用して、開発指導要綱の中でお願いしてきたが、法律が新たに制定され、開発者に規制を行える様になっている。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
		<p>47) 「総合治水対策」という文言があるが、対象となるところは直轄区間ではなく、地方自治体との関係がきちんできていないと、絵に描いた餅となる。具体的に、誰がどういうふうにするかをきちんと説明し、実行して欲しい。</p> <p>48) 「下流の堤防区間に安全に流下」とあるが、安全な堤防というものをどう考えているのか書いて欲しい。高規格堤防は大きな費用がかかる。他に堤防の基本構造に対する考え方があるのではないか。</p> <p>53) 地震対策についての記述がほとんど出てこないが、どう考えているのか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p><b>（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項</b></p> <p>大和川の柏原地点から下流における既得水利は、工業用水として約 0.04m<sup>3</sup>/sec である。</p> <p>これに対し、柏原地点における昭和49年～平成18年の33ヵ年のデータのうち欠測を除く平均低水流量は約 9.9m<sup>3</sup>/sec、平均渇水流量は約 5.5m<sup>3</sup>/sec、10年に1回程度の規模の渇水流量は約 2.9m<sup>3</sup>/sec である。</p> <p>g) 柏原地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、7月～9月は概ね 4m<sup>3</sup>/sec、10月～6月は概ね 6m<sup>3</sup>/sec とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利流量の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p> <p><b>（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</b></p> <p><b>イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持</b></p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、h) 広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。</p> <p>また、渇水時における被害の軽減を図るため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関や水利使用者等と連携して推進する。</p>	<p><b>3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する目標</b></p> <p><b>3.5.1 正常流量の目標</b></p> <p>河川水の適正な利用については、社会情勢に応じて変化する水需要を踏まえ、h) 合理的な水利用を促進し、関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。</p> <p>流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、水利利用の状況、多様な動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、漁業、河川水質の保全等の流水の正常な機能を維持するための流量として、基準地点である g) 柏原地点において7月から9月に概ね 4m<sup>3</sup>/sec、10月から6月に概ね 6m<sup>3</sup>/sec とする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利流量の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>	<p>(23) 子供が遊んでいたり、川が生活の糧であったり、水質が良くなって泳げる川を早く復活する。そういうことを大和川では目指していくのだと思う。「川に近づくな」ではなくて、「川に近づいて危ないところはどこなのか」を知ってもらって怪我をしないようにしてもらおうのがよいのではないか。（第3回委員会）</p> <p>(24) 川を掘り下げて取水が出来なくなった場合は、上流の高いところから従来の位置まで導管を引けば簡単だが、権利等あって難しい。川底を掘削することと、利水の両方を考えて計画を進めていく必要がある。「井堰の効率化」については、地域で相談をして、将来の計画として持っておかなければならないという意味も含んでいる。（第9回委員会）</p> <p>(25) 河川整備計画には、大和川流域の水循環を量的・時間的に表現するようなモデルなりツールなりを整備することを目標としてあげても良いのではないか。水循環を表現する</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第 15 回委員会での意見</small>
		<p>ツールをつくれば、今後こういうふうになったら、ここでは水が年間どれくらい確保できるのかということがわかるようになる。また、どれだけ実際に取水されているのかという量的な関係と実態を把握して、それで議論していかないとよくわからない。（第 10 回委員会）</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p><b>ウ 河川環境の整備と保全</b></p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と大和川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、大和川の流れが生み出す良好な河川景観や多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び整備し、次世代に引き継ぐよう努める。</p> <p>このため、地域の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら、大和川の歴史的意味を情報発信するなど、地域づくりにも資する川づくりを推進する。</p> <p>i) 動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、大和川が大阪湾との生物相に連続性があることも考慮し、多様な動植物を育む i) 干潟や瀬・淵、水際植生、河畔林等の定期的なモニタリングを行いながら、j) 生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。</p> <p>上流部では、アカザやゲンジボタルなどの生息、繁殖環境となっている瀬・淵の存在する自然豊かな溪流環境の保全に努める。</p> <p>中流部では、流下能力の確保のため、河道掘削により、河床を大きく改変する。このため、j) セイタカヨシなどの水際植生、亀の瀬における河畔林については、河岸等</p>	<p><b>3.6 河川環境の整備と保全に関する目標</b></p> <p><b>3.6.1 自然再生の目標</b></p> <p>i) 動植物の生息、生育、繁殖環境の保全については、大和川が大阪湾との生物相に連続性があることも考慮し、多様な動植物を育む干潟や瀬・淵、水際植生、河畔林等の定期的なモニタリングを行いながら、i) 動植物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全、再生に努める。</p> <p>動植物の生息、生育、繁殖環境の保全、再生及び創出については、定期的なモニタリングの結果や、新たな知見の蓄積等に応じ、順応的に対応する。</p> <p>中流部では、k) オイカワ、ギンブナ等が生息する瀬・淵、稚魚の避難場等となる j) セイタカヨシ等の水際植生、鳥類の集団越冬地となる河原などの l) 保全、再生に努める。(12) 魚類等の移動の支障となっている堰については、関係機関と調整し、上下流の連続性の確保に努める。また、魚類等の移動の支障となっている樋門等については、落差解消により川と流域との連続性（エコロジカルネットワーク）の確保に努める。</p> <p>亀の瀬地区では、国管理区間で唯一の渓谷景観、早瀬と淵が連続する水域、水際まで覆う河畔林などの保全に努める。</p> <p>下流部では、m) アユの産卵場等となる瀬やメダカ、ギンブナ等が生息する淵、魚類の避難場等となる水際植生などの n) 保全、再生に努める。</p>	<p>(10) 多種多様な動植物が生息・生育できる河川環境の保全の取り組みをするというときに、群落や植生の見方ができるところが少ない。河川植生に関しては、多自然型川づくりの推進しか記述がない。多自然型川づくりに際しては、攪乱・変動や河川形態の評価をし、本来成立すべき植生を評価して、河川の中だけでなく、河川植生を戻すところにも力を貸して頂けたらと思う。(第12回委員会)</p> <p>(11) 大和川は、全体としては汚いと思われている川であるが、生物的に言えば、大和川は日本中で中くらいの生物相を抱える多様性が失われていない川である。川の改修が人間本意ではなく、人間が川と折り合って来た結果である。日本の生物の中で人間と親しい生物を大和川に残しているということを認識することが大切であり、大和川に、きれいなところに棲んでいる魚がいけない理由はない。水質だけがよいことが川にとってのすべてではな</p>



## 河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） <small>ゴシックは第15回委員会での意見</small>
<p>の掘削形状を工夫し、保全・再生に努めるとともに、k) オイカワ、ギンブナ等が生息・繁殖環境である瀬と淵については、河床の掘削形状を工夫し、l) 保全・再生に努める。</p> <p>下流部では、中流部と同様に河道掘削が必要となるため、m) アユ等の生息・繁殖環境である瀬・淵については、河床や高水敷の掘削形状を工夫し、保全・再生に努める。</p> <p>また、生物の生息・生育・繁殖環境となっているヤナギ類、セイタカヨシ等の水際植生については、河岸の掘削形状を工夫し、n) 保全・再生に努める。</p> <p>河口部では、河道掘削と併せて堆積土砂の維持掘削が必要となるため、o) カモメ類などの休息場、採餌環境となっている干潟環境については、掘削形状の工夫等により p) 保全・創出に努める。</p> <p>q) 外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。</p>	<p>河口では、カモ類や o) カモメ類の休息場となり、大阪湾でも貴重な干潟や、汽水性の水生生物が生息し、コアジサシの採餌場等となる汽水環境などの p) 保全、再生に努める。</p> <p>(13) q) 外来種については、移入数が増加しており、外来種の侵入による種の多様性の低下、在来種の生息、生育、繁殖環境への影響が懸念されることから、q) 関係機関、流域住民等と連携して移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。</p>	<p>いからだ。大和川は日本の里山的川の原点にあるという風に考えてもらえれば、大和川がバラ色に見えてくるのではないか。（第3回委員会）</p> <p>(12) 大和川の場合、増水時には水生昆虫は岸寄りに草があるので流されにくい。成虫は流されたとしても遡上して上流で産卵するので全体の現存量はあまり変わらない。奈良の川はプール化されて水がたまっている箇所が多く、そのようなところには生物はあまり見られない。早瀬、平瀬、淵があってこそ健全な川と言える。（第5回委員会）</p> <p>(河川管理者回答) 環境と治水とのバランスという接点を探り、整備計画では、<b>構造物について生物連続性の観点から配慮していきたい。</b></p> <p>(13) 「大和川にすんでいる魚の環境条件」大和川は、高い山がなく里山の川で始まって里山の川から都市河川で終わるというような中流域の特性が特に目立ち、昔から多くの人々が住んできた川であり、それに伴う川の汚れに対応できる</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>良好な r) 景観の維持・形成については、治水や沿川の土地利用状況等と調和した水辺空間の維持・形成に努めるとともに、s) 亀の瀬の溪谷景観の保全に努める。</p>	<p><b>3.6.2 河川景観の目標</b>            河川(15)r) 景観の維持、形成については、動物の生息環境としても重要な水際植生、河畔林、干潟の保全、創出、及び地域の歴史や風土、文化、沿川自治体の地域計画、及び r) 土地利用状況等と調和した水辺空間の維持、形成に努める。            中流部の周辺では、特に歴史、文化遺産が多く、これら資源に調和し、歴史や風土、文化に配慮した河川景観の維持、形成に努めるとともに国管理区間内で唯一の(15)s) 溪谷景観を呈する亀の瀬の河川景観の維持に努める。            下流部における河川空間は、都市域における貴重な水と緑の空間となっていることから、河川の特性を踏まえて都市環境と調和した河川景観の維持、形成に努める。</p>	<p>ような魚が多いことである。歴史的に見ても今は、最も水質が綺麗な状態であり、水質の努力目標はあまり無理せず、ほどほどとして良いと思う。また紀の川に比べ、大和川は外来種が定着しやすい特徴があり、他の河川よりも外来種について注意をする必要がある。（第6回委員会）</p> <p>(14)「外来種の課題」では魚だけが挙げられているが、アレチウリなどの植物の外来種についても考えていく必要があると思う。（第9回委員会）</p> <p>52)「河川景観の目標」では、“治水、利水との整合を図りつつ河川景観を維持形成していくのか”、“治水、利水対策をする時にも大和川は大和川としての歴史と文化を育む河川景観を維持形成していくと考えるのか”では大きく違う。P31さらには P25 で河川景観や河川環境のことを充実してうたっておくと、母なる大和川を形成していくということに繋がっていくのではないかと。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
		<p>(15) 大和川の場所場所での景観の特性、個性を活かすということも、「空間利用」か、「特徴・歴史」の中にくみ上げて頂きたい。例えば空間利用に「大和川の景観についてそれぞれの地域にあった評価の指標をみつける」とあるように「大和川のそれぞれの場所の表情を活かした河川景観のあり方を考える」という項目を加えてはどうか。（第9回委員会）</p> <p>(16) 景観というのは状況によって変わるのが本来の景観であり、場所、場所の特性が写し出された姿である。また、親水空間整備で過度な整備をすると、本来の自然味ある川の表情が台無しになるので、人間が歩くべきところと、人間が近寄ってはいけないところを見極めながら、河川景観を考えていければと思う。（第12回委員会）</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第 15 回委員会での意見
<p>水質については、生活排水が水質汚濁に大きく起因しており、水質を改善するためには汚濁の発生源対策や発生した汚濁の削減対策が重要である。</p> <p>このため、t) 流域住民や関係機関、地方自治体が連携を図りながら、下水道事業の推進、「生活排水対策社会実験」等の水環境改善意識の啓発等による流域住民のライフスタイルの改善などにより、流入汚濁負荷量の削減対策を推進するとともに、瀬・淵等を活用した河川浄化作用の増進等により、早期に環境基準値の達成を図り、更なる水質改善を目指す。併せて u) 多種多様な生物の生息・生育・繁殖環境や快適な親水活動、良好な景観の確保に努める。</p>	<p><b>3.6.3 水質の目標</b></p> <p>河川水質については、t) 流域住民や関係機関、地方自治体が連携を図りながら流域一体となった取り組みのもと、u) 多種多様な生物の生息・生育・繁殖環境や快適な親水活動、良好な景観の確保を目指し、更なる水質改善に努める。また、流域一体となった取り組みに関する計画を策定した場合も適宜対応する。</p> <p><b>1) BOD の目標</b></p> <p>(16) 下記目標水質を達成し、更なる改善を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県域：BOD5mg/ℓ以下</li> <li>・大阪府域：BOD5mg/ℓ以下(夏期 3mg/ℓ、盛夏 2mg/ℓ以下)</li> </ul> <p>(17) 2) アンモニア性窒素の目標</p> <p>BOD (N-BOD) の上昇を引き起こしているアンモニア性窒素の低減に努める。</p> <p>(17) (20) 3) 糞便性大腸菌群数の目標</p> <p>(12) 子どもたちが水しぶきをあげながらいきいきと遊ぶことができるように、糞便性大腸菌群数の低減に努める。</p> <p>(17) 4) 生態系や人と河川の豊かなふれあいの確保に係る目標</p> <p>水質の改善に伴い人と河川がふれあう機会が増え、河川の多様な生態系に対する関心が高まっており、BOD だけでなく多様な視点で河川の水質をとらえることが求められている。</p> <p>このため、水の臭いや川底の感触などの評価による「人と河川の豊かなふれあい確保」や、生物の生息・生育・繁殖環境などの評価による「豊かな生態系の確保」等の新たな水質目標に向け水環境の改善に努める。</p>	<p>(17) Cプロジェクト計画では、水質に関して数値目標が上げられているようだが、これまでの流域委員会の中での水質の議論とどのように関係しているのか説明して頂きたい。 (第 12 回委員会) (河川管理者回答)</p> <p>Cプロジェクト計画で設定している「期待される水質」は、環境基準のレベルを大きく前進させたものとなっている。現在の環境基準は、大和川の状況が非常に劣悪だったころ指定されたものであり、大和川といえども環境基準を見直すべきだという議論をしたいと考え設定したものである。水質は BOD だけでなく色々なものがあるが、ここでは目標として象徴的に扱っている。色々な検討の中で環境基準を変えろということも視野に入れて河川整備計画につなげていきたいと思っている。</p> <p>(18) 例えば写真やアニメを使うなどして、もう少し一般にもわかりやすい水質目標は設定できないだろうか。BOD だけではなく、景観が含まれた水質目標が良いのではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
		<p>また、Cプロジェクト計画のアンモニア性窒素の記述だけが他の指標と異なり「豊かな生態系確保」となっている。他のところでは特に記述されていないのに、アンモニア性窒素を0.5以下にすると豊かな生態系確保につながると誤解される可能性があるので、少し説明が必要ではないか。</p> <p>（第12回委員会） （河川管理者回答）</p> <p>Cプロジェクト計画ですべてが解決できるとは思ってはいない。並行して河川整備計画を立てていく中で、さらに踏み込んでいきたい。</p> <p>(19) 水質を良くする目標値だけではなく、その目標値が何によって検証できるのかが対となっていることが重要である。大和川が抱えている生態学的な意味での最大の問題は、日本中の里山に当てはまることだが、フナがいないということである。大和郡山を中心とした一体は、金魚の国、フナの国であり、アユが大和川の看板になるはずがない。このような普通のフナを戻すためにどうしたらよいか、田と川あるいは上下流を何故</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
		<p>つなぐのか、どのようにしてつなぐのかをきっちりと目標を立てて考えることが重要である。（第12回委員会）</p> <p>(20) ヨシは景観としての位置づけはしっかりしているが、水質浄化として大和川の川の中のヨシを位置づけたら大変である。空間利用か景観のところへ動かして欲しい。また、ヨシが茂ってヨシキリがいたりするのは、湖の中のことである。湖の中で行われていることが、川の中でも当然起こるだろうという、常識はやめて欲しい。大和川においては、ヨシが茂るということは、生態学的に見ても、治水上から見てもマイナスになる。（第9回委員会）</p> <p>(21) 糞便性大腸菌が川にどんどん入ってくるということはあまりないはずであるが、実際は非常に高濃度になっている。子供が安心して遊べる川を目指すという点では、糞便性大腸菌群の起源を明らかにするという意見を加えたいと思う。（第9回委員会）</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会（委員からの意見） ゴシックは第15回委員会での意見
<p>v) 人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基礎や歴史、文化、風土を形成してきた大和川の恵みを活かし、周辺環境や自然環境との調和を図りながら、憩いと安らぎの場、環境学習の場などの整備・保全を図る。</p>	<p><b>3.6.4 河川空間利用の目標</b>  v) 流域の人々の生活の基盤や歴史や風土、文化を形成してきた大和川の恵みを活かし、周辺環境や自然環境との調和を図りながら、憩いと安らぎの場、環境学習の場としての利用推進を図る。  特に、大和川周辺には世界に誇る歴史、文化資源が数多くあることから、これらを活かした地域のまちづくりと一体となった河川整備により、大和川の利用推進を図る。  また、下流部では、都市部における貴重な水と緑のオープン空間である大和川を活かした潤いあるまちづくりに資するよう利用推進を図る。</p> <p><b>3.6.5 地域との連携目標</b>  更なる水環境改善に向け、流域住民が身近な川に関心を持ち続け、自らの実践につながるよう、42)生活排水対策社会実験等を通じて(22)流域住民はもとより活動団体、民間企業などとの連携を促進させる。  また、流出抑制対策については、流域住民の減災・防災の意識向上に向け、水防演習や防災教育を通して、関係地方公共団体などとの連携を促進させる。</p>	<p>(22) 川の浄化や環境再生は、  <b>国・府県や市町村等の行政機関の連携、そして市民・研究者のネットワークとの連携も必要である。</b>(第3回委員会)  (河川管理者回答)  治水や環境に関する行政や地域の連携の例として、総合治水、清流ルネッサンス、水質汚濁、環境整備等の協議会等がある</p> <p>42) 地域との連携について書いてあるが、<b>家庭の生活排水の社会実験</b>のことを記入しておく必要があるのではないか。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p><b>ア 災害の発生の防止又は軽減</b></p> <p>災害の発生の防止又は軽減に関しては、中流部に奈良盆地を抱え、地すべり地帯を有する亀の瀬狭窄部を挟んで、下流部に大阪平野が広がる状況であることに鑑み、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランス良く治水安全度を向上させる。</p> <p>そのため、人為的に下流へ洪水時の負荷を増すことになる狭窄部の開削は極力行わないことが望ましいことから、中上流部において、中上流部の治水安全度を向上させ、かつ下流部への流出量を低減させるため、流出抑制対策及び洪水調節施設の整備など、最大限の対策を行う。</p> <p>中上流部では、下流部の治水安全度を考慮しつつ河道改修を行い、本川水位を低下させ <b>a) 下流部への流出量の低減にもつながる対策を実施し、a) 治水安全度を向上させる。</b></p> <p>下流部では、中上流部の整備による流出量の増加への対応も含めた河道改修を行い、治水安全度を向上させる。これらについて、流域全体の理解と協力の下に進めていくこととする。</p> <p>大和川中上流域では、著しく市街化が進行していることに鑑み、河川改修のみならず、流域での保水・遊水機能を適切に維持・確保するために、下水道管理者、地方公共団体等関係機関、地域住民と連携し、流域内で貯留・浸透による流出抑制を推進するとともに、土地利用計画や都市計画との調整等を図り、流域が一体となった <b>b) 総合的な治水対策を推進する。</b></p> <p>流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設・拡築や質的強化、河道掘削、護岸</p>	<p>4. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>4.1 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要</p> <p>4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>大和川における治水の現状と課題および治水対策の基本的な考え方を踏まえ、整備目標を達成するための整備内容は以下のとおりとする。</p> <p><b>(1) なお、施工計画は、施工期間、施工方法に十分配慮して策定する。</b>また、整備内容については、河床変動状況や環境調査結果などを踏まえ必要に応じて方法や箇所の変更などを適切に行う。</p> <p>また、全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果をふまえ、整備内容を追加していくものとする。</p> <p><b>(1) 総合的な治水対策</b></p> <p>1) 流出抑制対策</p> <p><b>① 流域対策の促進</b></p> <p>中流部では、関係機関連携の下、「大和川流域整備計画」に基づき、河道改修、補助ダムの整備、ため池の治水利用や雨水貯留浸透施設等の流域対策により、総合治水対策を進めてきた。奈良県域における治水安全度の早期向上を図るために、流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保する <b>b) 総合的な治水対策を促進する。</b></p> <p>ため池の保全、土地利用規制や公共施設の治水利用等により、流域対策の重点化、効率化の促進を図り、「大和川流域整備計画」の見直しを行う。</p> <p>これらの結果や国管理区間以外で浸水被害が生じていることを踏まえ、関係機関の理解や連携のもと、<b>(5) (6) (7) ため池の保全、土地利用規制等の導入に関して、関係機関や自治体等への技術的支援を実施する。</b></p> <p><b>② 遊水地の整備</b></p> <p>洪水調節施設は、洪水を一時的に貯留し、本川水位の上昇を抑制する効果があることから、河川の整備状況に関わらず一定の効果が発揮され、下流に至るまで流出量の低減につながる。</p>	<p>(1) 出水期における河川工事は極めて慎重を期す必要がある。(第7回委員会)</p> <p>(2) 治水計画では、通常、河床変動を考慮しないものであるが、河床の掘削によりどの程度流下能力が向上するのか、掘削土量はどの程度で、計画河床まで掘ったとして<b>何年でどれくらい堆積するか等の検討が必要である</b>(第6回委員会)</p> <p>(3) 亀の瀬はあと3年で概成ということになっているが、その後の維持管理に関する文言が出てきていない。概成となっても維持管理は必要であるので、その文言は骨子案の中にあるべきだと思うが。(第10回委員会)</p> <p>→ (※【速記録より】亀の瀬のような大規模なところについては、要は、地すべりが終わってから、「さあ、改修」ということは多分違うんじゃないかなと思っております。引き続き河川改修を進めていくというようなことになりますと、河川改修で必要となる地すべり事業というのが当然出</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)																																
<p>整備等を実施する。 また、c)遊水機能を活かした洪水調節施設の整備等により、計画規模の洪水を安全に流下させる。</p>	<p>c)洪水調節施設としては、ダムと遊水地が考えられる。ダムについては、流域の山地が低く谷が浅いことから、本川に対して効果を発揮できるような治水容量を確保するための適地が存在しない。一方、遊水地については、中流部の河川沿いに低平地が多く、土地利用形態も高度化されていない箇所もあることから、治水容量を確保するための適地が存在する。c)遊水地については、a)下流に至るまでの流出量の低減につながり、効率的な洪水ピークカットが可能な位置および容量を検討したうえで、地域住民や関係機関の理解や協力のもと実施する。</p> <p>また、平常時の利活用については、関係機関と調整し、公園や緑地として整備するなど、適切な利活用の促進を図る。</p> <p><b>2)河道整備</b> 目標流量に対して流下能力が不足している箇所について河道整備を行う。整備にあたっては上下流の整備バランスを踏まえ順次実施する。</p> <p>また、事業進捗を勘案し、橋梁の架替に向けて検討する。</p> <p><b>①大和川</b> 河道整備メニューは表 に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="842 943 1644 1342"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地区名</th> <th>距離標</th> <th>整備メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">大和川</td> <td>河口</td> <td>-0.67k~4.0k</td> <td>河道掘削</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">遠里小野</td> <td>4.8k~5.0k</td> <td>築堤</td> </tr> <tr> <td>5.2k~5.8k</td> <td>河道掘削</td> </tr> <tr> <td>国分片山</td> <td>19.0k~20.0k</td> <td>築堤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国分市場</td> <td>20.4k~22.0k</td> <td>河道掘削</td> </tr> <tr> <td>21.4k~21.7k</td> <td>築堤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">藤井</td> <td>25.0k~27.0k</td> <td>河道掘削</td> </tr> <tr> <td>25.6k~26.2k</td> <td>築堤</td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td>26.2k~26.4k</td> <td>築堤</td> </tr> <tr> <td>王寺</td> <td>29.8k~30.6k</td> <td>河道掘削</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	地区名	距離標	整備メニュー	大和川	河口	-0.67k~4.0k	河道掘削	遠里小野	4.8k~5.0k	築堤	5.2k~5.8k	河道掘削	国分片山	19.0k~20.0k	築堤	国分市場	20.4k~22.0k	河道掘削	21.4k~21.7k	築堤	藤井	25.0k~27.0k	河道掘削	25.6k~26.2k	築堤	三郷	26.2k~26.4k	築堤	王寺	29.8k~30.6k	河道掘削	<p>てくるわけなので、その辺を今後、大阪府さんと調整をしていきたいと思っています。) (河川管理者回答)</p> <p>(4)第8回委員会で亀の瀬の狭窄部分の解決のために1982年の洪水以降、トンネル案が検討されたという情報を提供したが、日進月歩する技術の中において、トンネル案は検討・考慮すべき方法として取り上げることが可能なかどうかについて伺いたい。(第10回委員会) →地すべり地帯の末端部を開削するかどうかは、合意形成を図っていかなくてはならない。開削案がいいのか、バイパストンネル案がいいのかということは、検討しなくてはならないと思っている。(河川管理者回答)</p> <p>(5)総合治水対策の事業の計画以降、社会情勢が変わり、山林の保水力、溜池の貯水量等の問題が分かってきた。また、人口減少社会ということになると、都市計画部局等との連携で市街化区域の拡大は抑制していく。それは豊かな町をつくり、総合治水対策にもつながるといえる時</p>
河川名	地区名	距離標	整備メニュー																															
大和川	河口	-0.67k~4.0k	河道掘削																															
	遠里小野	4.8k~5.0k	築堤																															
		5.2k~5.8k	河道掘削																															
	国分片山	19.0k~20.0k	築堤																															
	国分市場	20.4k~22.0k	河道掘削																															
		21.4k~21.7k	築堤																															
	藤井	25.0k~27.0k	河道掘削																															
		25.6k~26.2k	築堤																															
三郷	26.2k~26.4k	築堤																																
王寺	29.8k~30.6k	河道掘削																																

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>i) 下流部（河口～国分市場）</p> <p>河口部～国分市場において、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施するとともに、局所的に堤防高が低い区間の浸水被害を解消するための築堤を行う。また河口部では、土砂が堆積傾向であることを踏まえ、土砂動態をモニタリングしながら、流下能力を確保するため、河道断面を維持するための河道掘削を実施する。</p> <p>河道掘削の際には、生物の生息・生育・繁殖環境への影響を回避・低減するため、平水位以下の水域の掘削を避け、平水位以上の範囲を掘削し、瀬・淵を保全するとともに、水際の植生基盤を確保もしくは拡大することを基本とする。やむを得ず平水位以下の掘削を行う場合には、現況河床の形状を維持できる断面とする。また、高水敷を掘削する場合には、公園利用に影響がない範囲で実施する。河口部では、できる限り干潟の掘削を回避するとともに、掘削位置を片岸に寄せることにより、まとまりのある広い干潟の保全を行う。なお、掘削の縦断勾配は、河床の安定性を考慮して、現況の河床勾配と同程度となるように設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河口～遠里小野では、河積拡大を目的とした河道掘削を行う。</li> <li>また、河道断面を確保するため、継続的な掘削を行う。</li> <li>・遠里小野では、堤防高不足のため築堤を行う。</li> <li>・国分片山では、堤防高不足のため築堤を行う。（事業実施中）</li> <li>・国分市場では、局所的流下能力ネック箇所の掘削を行う。</li> <li>・国分市場では、堤防高不足のため築堤を行う。</li> </ul> <p>ii) 中流部（藤井～王寺）</p> <p>藤井～王寺において、流下能力不足を解消するための河道掘削を実施するとともに、局所的に堤防高が低い区間での浸水被害を解消するための築堤を行う。なお、中流部での河道整備の実施時期については、下流部の河道整備が進捗し、所定の治水安全度が確保できた段階で実施する。</p> <p>河道掘削の際には、河岸形状の緩傾斜化により、水際部の植生基盤を確保もしくは拡大することを基本とする。やむを得ず平水位以下の掘削を行う場合には、現況河床の形状を維持できる断面とす</p>	<p>期に来たのではないか。そろそろ総合治水対策は見直すべきと思う。（第7回委員会）</p> <p>→市街化の抑制、溜池の実質的な機能の減少、森林問題など、これらは総合治水の新しい見直しにつながっていくのだと思う。現在総合治水の計画自体が達成できていなく、今後、大和川流域総合治水対策協議会で計画の見直しについて議論していく必要がある。また、市街化の抑制については守備範囲が広いが、開発するためには、調整池とかをつくることは引き続きやっていく。（河川管理者回答）</p> <p>(6)総合治水対策で流域内の貯留施設を考える際は、住民の同意を得ていくことが必要である。（第7回委員会）</p> <p>(7)高水流量を決める際には、ため池がなくなり河川に対する負荷が多くなるという問題を考えていかななくてはいけないと思う。ため池を潰して学校を造ったり、多くの施設を造ることに対する行政指導の具体的な例があれば示して頂きたい。（第11回委員会）</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>る。また、高水敷を掘削する場合には、公園利用に影響がない範囲で実施する。なお、掘削の縦断勾配は、河床の安定性を考慮して、現況の河床勾配と同程度となるように設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤井～王寺では、河積拡大を目的とした掘削を行う。</li> <li>・藤井、三郷では、堤防高不足のため築堤を行う。</li> </ul> <p>②石川 戦後最大規模の洪水に対して、現況の流下能力は確保されているため、現況河道の維持に努める。</p> <p>③曾我川 戦後最大規模の洪水に対して、現況の流下能力は確保されているため、現況河道の維持に努める。</p> <p>④佐保川 長安寺～下三橋において、流下能力不足を解消するための河道掘削、引堤、橋梁架替および堰の改築を行う。また、局所的に堤防高が低い区間での浸水被害を解消するための築堤を行う。</p> <p>河道掘削の際には、植生が定着しやすい護岸、捨石工の設置等により、水際部の植生基盤を確保もしくは拡大することを基本とする。やむを得ず平水位以下の掘削を行う場合には、現況河床の形状を維持できる断面とする。なお、掘削の縦断勾配は、河床の安定性を考慮して、現況の河床勾配と同程度となるように設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長安寺では、河積拡大を目的とした掘削と、掘削に伴う堰の改築を行う。</li> <li>・長安寺では、川幅不足のため、引堤と橋梁架替を行う（事業実施中）。</li> <li>・番条～西九条では、河積拡大を目的とした掘削と、掘削に伴う堰の改築を行う。</li> <li>・番条、番条北では、堤防高不足のため築堤を行う。</li> <li>・稗田、下三橋では、河積拡大のため引堤を行う。</li> </ul>	



## 河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)																													
<p>亀の瀬狭窄部の開削については、地すべり地に対して、新たに地すべりの安全性を確保する対策を実施し、その挙動を監視しつつ実施する。</p> <p>堤防の詳細な点検を行い、堤防等の安全性確保のための対策を実施する。</p> <p>洪水時に流下阻害の一因となっている堰、橋梁等の横断工作物の改築については、関係機関と調整・連携を図りながら適切に実施する。</p> <p>内水被害の著しい地域においては、<b>d) 関係機関と連携・調整</b>を図りつつ、<b>d) 内水被害の軽減</b>対策を実施する。</p> <p>堤防、洪水調節施設、水門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の遠隔操作化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 20%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">距離標</th> <th style="width: 50%;">整備メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">佐保川</td> <td>長安寺～西九条</td> <td style="text-align: center;">2.2k～8.0k</td> <td>河道掘削</td> </tr> <tr> <td>長安寺井堰</td> <td style="text-align: center;">2.4k</td> <td>堰改築</td> </tr> <tr> <td>長安寺</td> <td style="text-align: center;">2.6k～2.8k</td> <td>引堤</td> </tr> <tr> <td>番条、番条北</td> <td style="text-align: center;">3.8k～5.0k</td> <td>築堤、合流点処理</td> </tr> <tr> <td>城井井堰</td> <td style="text-align: center;">4.2k</td> <td>堰改築</td> </tr> <tr> <td>番城北井堰</td> <td style="text-align: center;">4.8k</td> <td>堰改築</td> </tr> <tr> <td>稗田、下三橋</td> <td style="text-align: center;">6.2k～6.4k</td> <td>引堤</td> </tr> <tr> <td>大川井堰</td> <td style="text-align: center;">7.4k</td> <td>堰改築</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3) 亀の瀬狭窄部</b></p> <p>亀の瀬狭窄部では、地震による河道閉塞等の予期せぬ災害を想定して、地すべり防止区域管理者や関係機関との連携による適切な危機管理対策を実施する。また、中流部の河道整備に伴う流出増により、無堤部区間での溢水による国道25号の冠水の可能性が高まることから、道路の冠水による事故等を未然に防止するため、道路管理者と連携して水位上昇時における通行規制等の危機管理対策を実施する。</p> <p>また、将来、下流部の河道整備が進捗し、所定の治水安全度が確保された上で、亀の瀬狭窄部付近の河道掘削をするにあたっては、追加的に亀の瀬地すべり対策が必要となることから、今後得られる地盤や地下水位の挙動に関する監視結果や、解析や施工に関する新たな技術的な知見を踏まえ、検討を行う。</p> <p><b>(2) 内水対策</b></p> <p>中流部では、度重なる内水被害が発生しているにもかかわらず、対策が講じられていない地域が多い。このため、総合的な治水対策の進捗と合わせて、<b>d) 床上浸水被害の軽減</b>を目標として内水排除施設の整備を <b>d) 関係機関と連携</b>して実施する。</p> <p>内水排除施設の整備に当たっては、河道への負担に配慮し、排水先となる河道整備の進捗状況のみならず、ため池の治水利用や雨水貯留浸透施設等の流出抑制対策が一定の整備水準に達する等の条件が整った地区から実施する。</p>	河川名	地区名	距離標	整備メニュー	佐保川	長安寺～西九条	2.2k～8.0k	河道掘削	長安寺井堰	2.4k	堰改築	長安寺	2.6k～2.8k	引堤	番条、番条北	3.8k～5.0k	築堤、合流点処理	城井井堰	4.2k	堰改築	番城北井堰	4.8k	堰改築	稗田、下三橋	6.2k～6.4k	引堤	大川井堰	7.4k	堰改築	
河川名	地区名	距離標	整備メニュー																												
佐保川	長安寺～西九条	2.2k～8.0k	河道掘削																												
	長安寺井堰	2.4k	堰改築																												
	長安寺	2.6k～2.8k	引堤																												
	番条、番条北	3.8k～5.0k	築堤、合流点処理																												
	城井井堰	4.2k	堰改築																												
	番城北井堰	4.8k	堰改築																												
	稗田、下三橋	6.2k～6.4k	引堤																												
	大川井堰	7.4k	堰改築																												



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)																											
	<p>また、水位の上昇速度が速い大和川の特性や各地における局所的な豪雨の発生、施設操作員の後継者不足等に鑑み、内水排除施設や樋門・樋管等の最適な運用による内水被害の軽減を図るため、MPレーダの活用等による洪水予測や遠隔操作の導入等による統合的・効率的な施設管理システムを整備する。</p> <p><b>(3) 堤防浸透・侵食対策</b></p> <p>堤防の計画高水位以下の流水がもたらす浸透（すべり破壊とパイピング破壊）と侵食（低水護岸・高水護岸）の作用に対して安全性が確保されていない箇所について、ドレーン工法等の対策を実施する。対策予定箇所は表 のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="846 710 1626 1268"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th></th> <th>距離標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">大和川</td> <td rowspan="4">左岸</td> <td>2.5k～3.7k ※</td> </tr> <tr> <td>4.1k～4.5k ※</td> </tr> <tr> <td>26.9k～29.9k</td> </tr> <tr> <td>31.3k～31.9k</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">右岸</td> <td>3.1k～4.7k</td> </tr> <tr> <td>9.3k～10.7k</td> </tr> <tr> <td>13.1k～14.5k</td> </tr> <tr> <td>28.3k～28.9k</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>32.9k～34.1k</td> </tr> <tr> <td>曾我川</td> <td>左岸</td> <td>0.0k～1.1k</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">佐保川</td> <td rowspan="2">左岸</td> <td>2.7k～3.1k</td> </tr> <tr> <td>6.9k～8.0k</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右岸</td> <td>0.7k～1.3k</td> </tr> <tr> <td>2.3k～2.5k</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高規格堤防（高速道路大和川線地区）の整備により対策実施</p>	河川名		距離標	大和川	左岸	2.5k～3.7k ※	4.1k～4.5k ※	26.9k～29.9k	31.3k～31.9k	右岸	3.1k～4.7k	9.3k～10.7k	13.1k～14.5k	28.3k～28.9k			32.9k～34.1k	曾我川	左岸	0.0k～1.1k	佐保川	左岸	2.7k～3.1k	6.9k～8.0k	右岸	0.7k～1.3k	2.3k～2.5k	
河川名		距離標																											
大和川	左岸	2.5k～3.7k ※																											
		4.1k～4.5k ※																											
		26.9k～29.9k																											
		31.3k～31.9k																											
	右岸	3.1k～4.7k																											
		9.3k～10.7k																											
		13.1k～14.5k																											
		28.3k～28.9k																											
		32.9k～34.1k																											
曾我川	左岸	0.0k～1.1k																											
佐保川	左岸	2.7k～3.1k																											
		6.9k～8.0k																											
	右岸	0.7k～1.3k																											
		2.3k～2.5k																											

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)																																							
<p>e) 破堤による甚大な被害の恐れのある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、大和川全川において、本川に排出する沿川の排水ポンプの停止など流出抑制に向けて、流域が一体となった的確な対策を検討し講ずる。</p> <p>また、河口から約 21km までの大阪府域では稠密な人口・資産の集積地域において甚大な被害が発生しないように、河道や沿川の状態、はん濫形態等を踏まえ高規格堤防の整備を推進する。</p>	<p>(4) 超過洪水対策</p> <p>高規格堤防は、計画高水位を越える洪水や堤防を越水する洪水に対する安全性を高めるものである。高規格堤防の整備区間は表とし、整備に当たっては、淀川と大和川に挟まれた政令指定都市である大阪市の中核部及び堺市の中核部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、実施に向けて調整を進める。</p> <p>現在整備中の高速道路大和川線地区、常磐地区、天美西地区、JR 阪和貨物線地区、大正地区、大井地区においては、「大和川沿川整備協議会」で十分協議調整し、整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="862 606 1675 1034"> <thead> <tr> <th colspan="2">河川</th> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大和川</td> <td>左岸</td> <td>河口</td> <td>関西本線第 6 大和川橋梁</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>河口</td> <td>関西本線第 6 大和川橋梁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西除川</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>堺市北花田</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>松原市天美西</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西除川放水路</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>西除川からの分流出点</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>西除川からの分流出点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東除川</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>松原市大堀</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>松原市大堀</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原川</td> <td>左岸</td> <td>本川合流点</td> <td>柏原市旭ヶ丘</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>本川合流点</td> <td>柏原市旭ヶ丘</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、(8)連続堤防としての機能を確保するため、(9)まちづくり事業等と併せて早期の事業着手を目指し、引き続き関係機関と十分調整する。整備にあたっては、(10)河川改修により発生した残土や他事業からの発生土砂等を有効に活用し、コスト削減を図る。</p> <p>また、e) 破堤による甚大な被害の恐れのある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、大和川全川において、本川に排出する沿川の排水ポンプの停止など流出抑制に向けて、流域が一体となった的確な対策を検討し講ずる。</p>	河川		自	至	大和川	左岸	河口	関西本線第 6 大和川橋梁	右岸	河口	関西本線第 6 大和川橋梁	西除川	左岸	本川合流点	堺市北花田	右岸	本川合流点	松原市天美西	西除川放水路	左岸	本川合流点	西除川からの分流出点	右岸	本川合流点	西除川からの分流出点	東除川	左岸	本川合流点	松原市大堀	右岸	本川合流点	松原市大堀	原川	左岸	本川合流点	柏原市旭ヶ丘	右岸	本川合流点	柏原市旭ヶ丘	<p>(8)スーパー堤防の事業区域は河川沿いの長さの説明があったが、河川沿いの長さではなくて面積で考えるべきではないか。また、沿川での大規模開発、面整備等が起こらないところでのスーパー堤防の推進方策について考えるべきである。(第 7 回委員会)</p> <p>→今のところ、大きな再開発事業との一体事業ではないので、スーパー堤防が全体に連続になっていない。今後は、連続させていきたい。(河川管理者回答)</p> <p>(9)スーパー堤防は、川の中の流量の関連性はどうなっているのか。あるいは河川の中(河川区域)と外(堤内地)を一緒に考えて計画しているのか。(第 7 回委員会)</p> <p>→河口部の浚渫、引堤事業等の流量をしっかりと流せる対策と、まちづくりにも役に立つスーパー堤防との両輪である。ただ、スーパー堤防はまちづくりが伴い、非常に長期間かかるので、できるところはチャンスを逃さずに一緒にやっている。(河川管理者回答)</p>
河川		自	至																																						
大和川	左岸	河口	関西本線第 6 大和川橋梁																																						
	右岸	河口	関西本線第 6 大和川橋梁																																						
西除川	左岸	本川合流点	堺市北花田																																						
	右岸	本川合流点	松原市天美西																																						
西除川放水路	左岸	本川合流点	西除川からの分流出点																																						
	右岸	本川合流点	西除川からの分流出点																																						
東除川	左岸	本川合流点	松原市大堀																																						
	右岸	本川合流点	松原市大堀																																						
原川	左岸	本川合流点	柏原市旭ヶ丘																																						
	右岸	本川合流点	柏原市旭ヶ丘																																						

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)															
	<p>(5) 高潮対策 高潮区間における暫定堤防区間の整備については、背後地の開発状況を踏まえて、関係機関との調整等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="846 379 1677 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>区間</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">左岸</td> <td>-0.67k~0.6km区間</td> <td>背後地は大阪府港湾区域。スポーツ広場・NTC事業他</td> </tr> <tr> <td>0.6k~0.8k区間</td> <td>背後地は大阪府港湾区域。暫定堤防</td> </tr> <tr> <td>0.8k~2.4km区間</td> <td>高潮堤防完成済み</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">右岸</td> <td>河口~0.0k区間</td> <td>背後地は大阪市の港湾区域であり、堤防管理者は大阪市。暫定堤防</td> </tr> <tr> <td>0.0k~2.4k区間</td> <td>高潮堤防完成済み</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 河川管理施設の耐震対策 大和川の耐震対策は、中規模レベル（兵庫県南部地震相当）の地震動に対して、堤内地盤高が朔望平均満潮位+1.0mより低い区間を対象に地震時の堤防の安定計算を実施し、安全性の不足が確認された区間については、鋼矢板工法による対策を実施している。対策工は全体で約3.3kmとなり、平成8年より実施し平成13年に完了している。 レベル2地震動（現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動）に対する照査として、照査水位を津波遡上時の河川水位と平常時の河川水位との高い方で設定し、照査水位が地震時に残留する堤防高（現状堤防の25%の高さ）を上回る点検対象区間を照査（解析）する。 今後は、堤防、樋門の耐震性照査（解析）を踏まえて、河川管理施設の耐震対策を検討する。</p>		区間	状況	左岸	-0.67k~0.6km区間	背後地は大阪府港湾区域。スポーツ広場・NTC事業他	0.6k~0.8k区間	背後地は大阪府港湾区域。暫定堤防	0.8k~2.4km区間	高潮堤防完成済み	右岸	河口~0.0k区間	背後地は大阪市の港湾区域であり、堤防管理者は大阪市。暫定堤防	0.0k~2.4k区間	高潮堤防完成済み	<p>(10) 淀川の場合、スーパー堤防をつくる土砂のために、山は崩していないという説明を聞いている。大和川の場合、土はどこから持ってきているのか。また山を崩すということはないと思うがどういう状況か聞きたい。（第7回委員会） →スーパー堤防の土砂のために山を切るということは、現在、考えていない。河口浚渫事業の土を活用したり、周辺での公共事業や、亀の瀬の工事から出てくる土砂を受け入れたりしているというのが実態である。スーパー堤防には治水安全度を図るだけでなくいろいろな機能がある。土質を吟味したうえでの建設残土の受け入れという有効な対策もコストや環境に配慮したスーパー堤防をつくっていくためにも考えていきたい。（河川管理者回答）</p>
	区間	状況															
左岸	-0.67k~0.6km区間	背後地は大阪府港湾区域。スポーツ広場・NTC事業他															
	0.6k~0.8k区間	背後地は大阪府港湾区域。暫定堤防															
	0.8k~2.4km区間	高潮堤防完成済み															
右岸	河口~0.0k区間	背後地は大阪市の港湾区域であり、堤防管理者は大阪市。暫定堤防															
	0.0k~2.4k区間	高潮堤防完成済み															

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p><b>4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項</b></p> <p>河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の目標を達成するために計画する河川環境整備の内容は、以下のとおりとする。なお、河川環境整備の項目とその内容については、治水、利水との整合を図りつつ、河道内の状況の変化や流域の社会環境などの変化を踏まえ、必要に応じて適切に見直しを行う。</p> <p><b>(1) 河川工事の実施における配慮等</b></p> <p><b>1) 河道掘削における配慮</b></p> <p>洪水を安全に流す河道整備として実施する河道掘削、築堤、嵩上が必要な箇所については、河川環境への影響を考慮し、施工形状、時期、工法の工夫等により影響の回避・低減を図るとともに、動植物の生息、生育、繁殖等の生活史を支える環境の保全・再生に努める。</p> <p>整備後は、動植物への影響を確認するため、必要に応じて、河道の平面横断形状や動植物の生息、生育、繁殖状況のモニタリングを実施する。</p> <p><b>①中流部</b></p> <p>中流部では、河岸形状の緩傾斜化、植生が定着しやすい護岸の設置等により、水際植生の再生に努める。河床は、現状の河床形状に似た形状とし、河床勾配を維持するなど、瀬と淵が維持される河川環境の再生に努める。</p> <p><b>②下流部</b></p> <p>下流部では、河岸形状の緩傾斜化、植生の定着を促す捨石工等の設置等により、水際植生の再生に努める。河床は、現状の河床形状に似た形状とし、河床勾配を維持するなど、瀬・淵が維持される河川環境の再生に努める。</p> <p>河口では、できる限り干潟の掘削を回避するとともに、掘削位置を片岸に寄せることにより、まとまりのある広い干潟の保全に努める。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)																		
	<p><b>2) 築堤・嵩上における配慮</b> 洪水を安全に流す河道整備として実施する築堤、嵩上が必要な箇所については、河川環境への影響を考慮し、施工時期、工法の工夫等により影響の回避・低減を図るとともに、在来種による早期の植生再生、希少植物の保全対策等、動植物の生息、生育、繁殖環境の再生に努める。</p> <p><b>(2) 自然環境の整備と保全</b></p> <p><b>1) 魚道の設置</b> 大和川における上下流の連続性を確保するため、魚道が設置されていない堰については、堰の改修にあわせ、必要に応じて関係機関への指導及び協議を行うなど、魚道の設置等による連続性の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="846 804 1429 876"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>位置</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚道の設置</td> <td>飛鳥川取水堰</td> <td>飛鳥川 0.1k</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2) 大和川と支川や樋門樋管との落差解消</b> 川と流域との連続性（エコロジカルネットワーク）を確保するため、樋門樋管や支川合流部とに落差があり、堤内地側にも魚類の生息環境が存在する箇所においては、関係機関と調整し、移動障害の実態を調査した上で、魚類が移動できるよう、落差の解消を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="846 1177 1597 1410"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>位置</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">落差解消</td> <td>不毛田樋門</td> <td>大和川 33.2k</td> </tr> <tr> <td>珊瑚珠川合流部</td> <td>佐保川 2.0k</td> </tr> <tr> <td>杉町排水樋門</td> <td>佐保川 5.2k</td> </tr> <tr> <td>天井川樋門</td> <td>佐保川 5.3k</td> </tr> </tbody> </table>	整備内容	位置	距離	魚道の設置	飛鳥川取水堰	飛鳥川 0.1k	整備内容	位置	距離	落差解消	不毛田樋門	大和川 33.2k	珊瑚珠川合流部	佐保川 2.0k	杉町排水樋門	佐保川 5.2k	天井川樋門	佐保川 5.3k	
整備内容	位置	距離																		
魚道の設置	飛鳥川取水堰	飛鳥川 0.1k																		
整備内容	位置	距離																		
落差解消	不毛田樋門	大和川 33.2k																		
	珊瑚珠川合流部	佐保川 2.0k																		
	杉町排水樋門	佐保川 5.2k																		
	天井川樋門	佐保川 5.3k																		

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p><b>3) 瀬・淵など多様な水域環境の保全、再生</b>            大和川では、主に、中流部と亀の瀬に連続した瀬・淵が形成されていることから、瀬・淵が維持される河川環境の保全に努める。            下流部は、ほとんどが緩やかな流れの平瀬であり、単調な水域であるが、現存する瀬・淵が維持される河川環境の保全に努めるとともに、新たに瀬・淵施設を整備し、同施設による水質改善機能とあいまって、多様な動植物を育む河川環境を再生する。</p> <p><b>4) 水際植生の保全、再生</b>            大和川の河岸に形成されているセイタカヨシやアカメヤナギ等の水際植生は、モツゴ、メダカなどの小型の魚類や稚魚の避難場等となるなど重要な役割を果たしており、水際植生については可能な限り保全に努める。            下流部においては、ほとんどが単調な水域であり水際植生も乏しいことから、稚魚の避難場等となる水際植生を再生する。</p> <p><b>5) 干潟の保全、創出</b>            ホシハジロ、ユリカモメ（鳥類）などのカモメ類の休息場となるなど、重要な役割を果たしている河口の干潟を保全するとともに、多様な底生動物相が生息出来る干潟の創出に向けて調査・研究を推進する。</p> <p><b>(3) 河川景観の保全</b>            河川工事の実施に当たっては、河川景観に配慮して実施する。なお実施にあたっては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」に基づき景観検討を行う。</p>	



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p><b>(4) 水質の保全</b>            更なる水質改善を目指すために計画する水質保全に関する整備内容は、以下のとおりとする。</p> <p><b>1) 発生源対策</b>            大和川への流入汚濁負荷量の多くが生活排水由来であるため、「生活排水対策社会実験」等の水環境改善意識の啓発による流域住民の水を使うライフスタイルの改善などにより、発生汚濁負荷量の更なる削減を図る。</p> <p><b>2) 汚濁負荷削減対策</b>            汚濁負荷削減対策として、瀬・淵浄化施設などの河川浄化施設の整備を推進することにより河川浄化作用の増進を図るとともに、既存の河川浄化施設の機能向上など既存施設の有効活用により、良好な水質の保全に努める。            また、流域住民や関係機関、関連市町村と連携を図りながら、汚水処理施設等の普及促進に努めるとともに、糞便性大腸菌群数の低減に向けた調査・研究を推進する。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)								
	<p>(5) 河川空間利用の推進と整備</p> <p>中流部は、沿川に歴史、文化遺産が多く、下流部では、市街地における貴重な自然空間として、スポーツ、散策、環境学習、交流を育む場として、子どもから高齢者に至る様々な人々に利用されている。</p> <p>これらを踏まえ、河川空間の利用については、地域の活性化や再生の重要な要素として、河川や水辺の持つ多様な機能を発揮するため、流域住民や関係機関と連携、調整を図りつつ、周辺地域の歴史や風土、文化や自然環境を活かした整備の実施等により、適正な河川利用の推進に努める。</p> <table border="1" data-bbox="846 719 1644 826"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>位置</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川利用施設</td> <td>八尾市</td> <td>大和川 右岸 13.4-14.2k</td> </tr> <tr> <td>大和郡山市</td> <td>佐保川 0.0-8.0k</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、高規格堤防事業区域は、高規格堤防が完成すると街側の堤防法面であった用地が平坦となる。この空間を河川空間と一体的に「みどりあふれる安全安心な快適空間」として公共利用スペースの活用出来るよう調整する。</p>	整備内容	位置	距離	河川利用施設	八尾市	大和川 右岸 13.4-14.2k	大和郡山市	佐保川 0.0-8.0k	
整備内容	位置	距離								
河川利用施設	八尾市	大和川 右岸 13.4-14.2k								
	大和郡山市	佐保川 0.0-8.0k								

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>f)河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。</p>	<p>4.2 河川維持の目的、種類及び施行の場所</p> <p>f)河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点のもとに、f)河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう調査、巡視・点検、維持補修等の維持管理を f)適切に行う。</p> <p>このため、河川や地形の特性を踏まえた「河川維持管理計画」を策定し、それらに基づき調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価して、次年度へ反映する「リサイクル型維持管理体系」を構築する。</p> <p>また、河川の状況を把握するため、縦横断測量や空中写真など維持管理の基本となるデータの収集を行う。</p> <p>(リサイクル型維持管理体系)</p> <p>河川整備計画の治水・利水・環境の目標に対して、計画の策定(Plan)、実施(Do)、モニタリング・評価(Check)、改善(Action)を経て、計画にフィードバックする PDCA サイクルにより、事業の継続的な改善に努める。</p> <p>なお、PDCA サイクルの各段階において、地域住民や市民団体、学識経験者、関係機関と協働・連携することにより、質の高い川づくりを目指す。</p> <p>4.2.1 河川の状況把握</p> <p>(1) 基本データ収集・整理・更新</p> <p>河川の変状、生物の生息・生育環境、利用状況、水質改善等の河川の状況を把握するため、巡視、点検、観測、調査（定期横断測量、河川水辺の国勢調査等）を定期的に行い、基本データを収集、整理、更新する。</p> <p>4.2.2 河道の機能維持</p> <p>河道の流下能力を確保するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、自然環境、地域状況等を考慮して、堆積土砂の掘削、</p>	<p>(1)河川の中にある樹木は、治水的に考えると流水の障害物になるという考え方だと思いが、樹木があることによって、木陰があり、釣り人が来るという一つの川としての癒しの景観が形成されている。河川の中における樹木の保護についてどう考えるか（第4回委員会）</p> <p>→全国的にも植生を大事にしていこうという方向になってきている。ただし背後地の状況、<b>河道内の状況も踏まえながら</b>、個々具体的に保護だけでなく植生の回復まで含めて河川整備の方法を考えていくということがこの委員会の一つの意見と考えている。(河川管理者回答)</p> <p>(2)ダムの堆砂の問題は利水、治水の両方に絡んでくる。<b>現状の堆砂状況や経緯に関する情報</b>が必要である。特に利水に関しては利水容量がどれくらい減っているかということも重要かと思う(第5回委員会)</p> <p>(3)大和川は、多くの土砂が生産される河川と思われるが、<b>土砂の生産源がどこなのか</b>、土</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 また、g)上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組むとともに、必要な措置を講じ、河道の著しい侵食や堆積のないような治水上安定的な河道の維持に努める。</p> <p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生防止又は軽減 河床の変動に対しては、河床低下を抑制するため床止め等の河床安定化対策を検討し講ずる。 また、河口部の堆積箇所では、h)維持掘削など適切な河道管理を行う。 i)堤防、洪水調節施設、水門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川管理施設の遠隔操作化や河川監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。</p>	<p>樹木の伐開を必要に応じて実施する。</p> <p>(1) 樹木の伐採と管理 洪水時に流水の阻害となる樹木群については、(1)繁茂位置の状況、河道の状況を踏まえ、鳥類の繁殖環境を把握したうえで伐採等を実施し、河道内の流下能力の維持に努める。</p> <p>(2) 河道内堆積土砂等の管理 河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が河川管理上の支障となる場合は(3)h)維持掘削など適切な河道管理を行う。 また、b)上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、(2)ダムの堆砂状況や経緯に関する情報の整理、(3)(4)土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径の把握等により、(5)土砂動態の把握を行う。</p> <p>4.2.3 河川管理施設の維持管理 i)堤防、樋門等の河川管理施設の巡視・点検を計画的に実施することにより、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、異常が発見された場合は原因究明と適切な処置を講ずるとともに、維持補修、機能改善等を計画的に行い、常に良好な状態を保持する。 なお、樋門操作は、地域の方に委嘱しているが、今後、操作員の高齢化や人員不足が予想される。このため、集中管理によるi)遠隔操作化などの省力化、効率化に向けた整備を行う。 また、i)河川監視カメラの活用等による施設管理の高度化、効率化を図る。</p> <p>(1) 堤防の維持管理 1) 堤防の維持管理 堤防の機能を維持するため、平常時・災害時の河川巡視、構造物点検及び定期的な縦横断測量等により、堤防等の沈下、損傷状況や施設の老朽化の状況等を適切に把握する。特に重要水防箇所等については、出水時の河川巡視等も含め、監視の強化に努める。なお、</p>	<p>砂動態マップの作成状況・予定、もしくは、わかっていることがあれば教えて欲しい。 洲を形成している土砂がどういいう粒径材料からできているかを把握して、土砂の動態をとらえる必要がある。このような土砂動態をとらえないと、将来の大和川で、砂洲とかがどうなるかということがつかみにくいと思われる。(第3回委員会)</p> <p>→土砂動態マップはまだできていない。河口部に近いところでは堆積傾向となっており、干潟として良いところではあるが、治水上、河口部の掘削を実施している。ただ、掘ってもまた埋まる傾向があるため、この土砂をどうやって管理するかということを河川整備計画では議論する必要がある。(河川管理者回答)</p> <p>(4)流域の中で土砂生産の量がどうなのかというのは重要である。奈良県内では、造林が進み土砂が流出しにくくなった。ほ場整備ばかりが原因ではないと思う。(第6回委員会)</p> <p>(5)土砂動態のデータを揃えるのは大変な作業であるが、治水計画を立てるうえで土砂動態</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>クラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状が見られ、変状の状態から堤防の機能に重大な支障が生じると判断された場合には、必要な対策を実施する。</p> <p><b>2) 堤防除草</b>            堤防除草は、洪水による災害発生防止のため堤防状態を外観点検により迅速かつ的確に把握すること、堤防法面に繁殖する雑草の根の腐敗による堤防の弱体化の防止等を目的として適時、適切に実施する。堤防除草で発生する刈草の処理は、有効活用等のコスト縮減を図る。</p> <p><b>(2) 護岸の維持管理</b>            侵食に対する強度を維持するため、目地の開き、吸い出しが疑われる沈下等の変状が見られた場合、当該箇所では、モニタリング調査を実施後、平常時巡視による経過観察を継続し、変状の状態から護岸の耐侵食機能に重大な支障が生じると判断した場合には、必要な対策を実施する。</p> <p><b>(3) 堰、水門、樋門、浄化施設等の維持管理</b>            逆流防止機能、排水の流下の機能、浄化機能等を保全するため、クラック、コンクリートの劣化、沈下、浄化機能の低下等の変状等、各々の施設が維持すべき機能が低下するおそれがある場合に、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を実施する。            なお、補修・改築に際しては、施設の信頼性の向上や長寿命化を図るなど維持管理費の抑制に努める。</p> <p><b>(4) 水門、樋門、浄化施設等の点検・整備（機械部分）</b>            施設が確実に操作できるように、「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」に基づき点検等を実施する。異常音や腐食等が確認され、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を実施する。</p>	<p>を把握することは重要である (第6回委員会)</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
<p>(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>ア 災害の発生防止又は軽減</p> <p>j) 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害を軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。</p>	<p>(5) 水文観測施設等の保守点検および高度化 観測対象の事象（雨量、河川水位、水質等）を適正かつ確実に観測するために、観測施設の保守点検および高度化を図る。</p> <p>(6) 許可工作物（橋梁、樋門・樋管、井堰等）の維持管理 許可工作物については、必要に応じて施設管理者に対して改善指導を行い、適正な維持管理を図る。</p> <p>4.2.4 危機管理に関する事項</p> <p>j) 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害を軽減できるよう、危機管理体制を構築する。</p> <p>(1) 河川情報の収集・伝達</p> <p>1) 河川情報の収集 平常時・緊急時ともに、雨量計・水位計や光ファイバ網、CCTVカメラ等により、雨量・水位、河川画像等の河川情報を適切に収集する。</p> <p>2) 河川情報の伝達 収集された河川情報の関係機関や住民への伝達について、迅速な伝達のみならず、わかりやすい情報への加工や地上デジタルテレビや携帯電話等の活用による伝達手段の拡充等を実施する。 洪水予報については、大阪管区气象台との共同により迅速に発表するとともに、洪水予測モデルの精度向上や受け手にわかりやすい発表方法の導入を検討する。</p> <p>(2) 水防活動の支援 漏水や越水などの洪水による災害が発生する恐れがある場合、市町村や水防団の活動の目安となる水防警報を適切に発表する。 また、関係機関が適切な水防活動を行うための情報連絡等の場として、「水防連絡協議会」を定期的開催する。</p> <p>(3) 住民による自主避難や市町村による避難誘導の支援</p>	<p>(1) ハザードマップまで流域委員会で議論するかは少し疑問であるが、治水において、ソフトとハードの組み合わせというのは大事だと思う(第8回委員会)</p> <p>(2) 緊急時において連絡するための河川敷道路が各地で整備されているが、大和川の場合そういった<b>緊急対策時に河川敷を利用する物資移送等の道路計画</b>がどの程度、今考えられ、また実行されているか聞きたい。(第7回委員会)</p> <p>→緊急河川敷道路については、阪神・淡路大震災の後に大和川でもいろいろな計画を考えたが、現在実際に進めているところはない。大和川の場合、高水敷の7割が公園等に利用されているので、その辺の観点も含め今後考えを示していきたい。(河川管理者回答)</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>洪水時の住民の自主避難や避難誘導に資する、市町村によるハザードマップやまるごとまちごとハザードマップの整備にあたり、浸水予測データの提供等の支援を行う。</p> <p>また、地域住民の啓発に資するため、教育機関等が実施する防災学習や防災教育への支援として出前講座（CDST）を実施する。</p> <p><b>(4) 資機材等の整備</b></p> <p>洪水や地震等により堤防、護岸等の河川管理施設が被災した場合に備え、応急復旧に必要な異形ブロック等の資材については、ストックヤードとなる防災拠点で大正地区（藤井寺市）及び錦綾地区（堺市）に整備し、必要量を備蓄する。また、併せて必要な照明車等を配置する。</p> <p>また、大規模水害時の物資・人員輸送に必要なヘリポートや、機械設備等の運転に必要な予備発電設備を備えた防災ステーションを若林地区（八尾市）に整備する。</p> <p>なお、これら資機材等については、大和川における災害のみならず、他地域や他機関における活用が可能となるよう柔軟な運用を行う。</p> <p><b>(5) 緊急物資輸送ネットワーク機能の確保</b></p> <p>大和川の堤防や高水敷を洪水や地震に伴う大規模災害時に活用し、応急復旧に必要な資機材のみならず被災地への物資や人員の輸送路としてネットワーク機能を発揮するための検討を行い、必要なルートの確保及び運用を行う。</p> <p><b>(6) 被災時の応急復旧</b></p> <p>洪水や地震等により堤防、護岸等の河川管理施設が被災した場合には、必要な資機材を確保し、関係機関と連携して応急復旧等を迅速に行う。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p><b>4.2.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</b></p> <p><b>(1) 渇水時の管理</b>          渇水時には、水利使用者相互間の調整が円滑に行われるように努める。また、地域住民に節水を呼びかける等、流域全体での取り組みに努める。</p> <p><b>(2) 流水管理</b>          既得用水の取水の安定化、河川環境の保全などの流水の正常な機能を維持するため、河川の水量、水質の監視を行う。          また、限られた水資源を有効に活用する観点から、流域内の健全な水循環の構築の調査、検討を行う。          慣行水利権は、許可水利権に比べ、その権利内容が必ずしも明確でなく、より 適正な低水管理（取水量の見直しや取水実態把握）のため、取水施設の改築、土地改良事業の実施、治水事業の実施等の機会に許可水利権化を進めていくものとする。</p> <p><b>4.2.6 河川環境の維持に関する事項</b>          大和川は、多様な動植物の生息、生育、繁殖環境、特徴的な河川景観を有し、貴重なオープンスペースとして多くの流域住民に利用されていることから、河川水辺の国勢調査などの環境情報収集やモニタリングを行い、河川環境の変化を把握するとともに、河川整備や維持管理に反映させ、良好な自然環境が適切に保全されるよう維持管理を行う。</p> <p>大和川流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の歴史や風土、文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境及び多様な河川景観を保全、再生、創出するための河川管理を行う。</p> <p>外来種については、在来種の生息、生育、繁殖環境の保全のため、</p>	<p>31) 農業用水には慣行水利権がたくさんはりついているが、すべて直轄区間ではなく、ほとんどが指定区間にある。どのように仕分けをしていくのかわかるように記述して欲しい。また、「慣行水利権の許可水利権への切りかえ」と書いてあるが具体的にどうするのかわかるように、第4章で記載して欲しい。</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>工事後の在来植生の再生、堤防の刈り取りの工夫などを行うことにより、在来種の保全に努める。また、現在のところ外来種による在来種の生息、生育、繁殖への影響、種の多様性の低下などの大きな被害は確認されていないものの種数が増加傾向にあることから、今後の動向を注視し、関係機関、流域住民等と連携して必要に応じて駆除等に努める。</p> <p><b>4.2.7 河川管理施設の機能維持(浄化施設の機能維持)</b></p> <p><b>1) 既設浄化施設の適正な維持管理</b>            浄化施設の機能維持のため、浄化機能調査・点検・清掃・汚泥排出・補修などの維持管理を行う。また、取水堰、ポンプ、ブローなどの設備機器の運転管理、点検整備を行う。</p> <p><b>2) 水質モニタリング・情報交換</b>            河川水質については、定期的な水質調査、学校や住民等と協働した水質調査、及び水質自動監視装置による水質監視を継続して実施し、水質状況を的確に把握するとともに、河川巡視等により日々の河川の水質状況等について監視する。これらの水質情報については、関係機関や地域住民等に幅広く情報提供を行う。</p> <p><b>4.2.8 河川空間の適正な利用と保全</b></p> <p><b>1) 違法行為の是正</b>            河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p><b>2) 河川環境を損なう利用の是正</b></p> <p>①迷惑行為の是正            他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。</p> <p>②ホームレスへの対応</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
	<p>4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>4.3.1 河川に関する学習 (3)洪水の危険性や環境の重要性を啓発するための出前講座（防災教育、環境教育）を行う。</p> <p>4.3.2 サイトミュージアム構想 (1)(2)大和川の治水、利水、環境、歴史・文化等の解説を掲載したパネルや写真を河川沿いに設置し、河川に関する学習活動を支援する。</p> <p>4.3.3 NPO、行政、学識経験者との連携 「大和川市民ネットワーク」（平成20年10月時点で17団体、60名が参加）は、大和川流域で活動している様々なNPO等の団体、学校、民間企業などが情報交換や連携を推進するために、ニュースレターの発行やフォーラムを実施しており、(4)(5)(6)(7)(8)このような活動を支援する。 また、今後の治水技術の発展に寄与するために、必要に応じて、学識経験者や研究機関等に水文、水質データ等の情報提供を行う。</p> <p>4.3.4 すべての人にやさしい川づくり 貴重な自然環境が保全され、人が憩う河川づくりを実現するために、(9)(10)築堤にあわせて低水護岸の緩傾斜化やバリアフリー化の整備を検討し、実施する。</p>	<p>(1)治水・利水・歴史について箱物ではなくて現地で体験できる大和川流域全体のサイトミュージアムを提案したい。この提案を流域委員会で真正面から受け止めて欲しい。(第2回委員会)</p> <p>(2)サイトミュージアムは箱物構想ではない。散策をしたときに現地に設置したパネルや写真の解説を見て環境や文化が学べるという構想である。(第3回委員会)</p> <p>(3)子供が遊んでいたり、川が生活の糧であったり、水質が良くなって泳げる川を早く復活する。そういうことを大和川では目指していくのだと思う。「川に近づくな」ではなくて、「川に近づいて危ないところはどこなのか」を知ってもらって怪我をしないようにしてもらおうのがよいのではないか。(第3回委員会)</p> <p>(4)小学校教員として大和川学習にとりくんできた立場から、「わたしたちの大和川」副読本やCD-ROMなど、河川事務所の事業の成果を確認。継続と充実を要望。付け替え300周年の成果を生かし、研究者・市民・他省庁・</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
		<p>自治体と連携し、研究の発展・自然環境保全・遊べる川への復活を促進したい。(第3回大和川流域委員会情報提供)</p> <p>(5)川の浄化や環境再生は、国・府県や市町村等の行政機関の連携、そして市民・研究者のネットワークとの連携も必要である。(第3回委員会)</p> <p>→治水や環境に関する行政や地域の連携の例として、総合治水、清流ルネッサンス、水質汚濁、環境整備等の協議会等がある。(河川管理者回答)</p> <p>(6)「1982年の大阪・矢田・堺・松原市域の大水害について」1982年の水害時には、強制排水ポンプ建設のために、100m程堤防が切り取られており、そこから大和川の水が松原側へ逆流した。出水期における河川工事は極めて慎重を期す必要がある。また、宅地等の乱開発による森林や溜池の保水能力の低下や、河川をコンクリート化したり直線化することにより、雨量と河川水位のピーク時間差は年々縮まっている。総合治水対策で流域内の貯留施設を考える際は、住民の同意を得ていくことが</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
		<p>必要である。上流と下流の氾濫原因をめぐる対立の和解のため、1984年に住民運動の力で大阪府・奈良県の「第一回大和川サミット」が開かれた。このように、府県を越えた対立状況を住民参加によって解決させていったという状況をこの教訓の中から得て欲しい。(第7回大和川流域委員会情報提供)</p> <p>(7)これまでハード面に大きな力が注がれてきたことに対して、ソフト面にもっと注意し、力を入れて欲しい。例えばNPOや大学間ネットワークなどソフト対策を河川整備計画の中で重視して欲しいということをサブカテゴリーの中に入れていただきたい。もちろん子供も大事だが、住民参加、住民の声を聞く、住民の意見を河川整備計画に反映するなど、住民の力をもっと掘り起すことがあるのではないか。(第9回委員会)</p> <p>(8)NPOという言葉は何処かに入れて頂ければと思う。ネットワーキングの継続性が保てるようなメカニズムを根づかせることが大事だと思う。人づくり、地域づくりというよ</p>



河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
		<p>うなものを河川整備計画の中に反映させて欲しい。(第9回委員会)</p> <p>(9)川をきれいにしようと思うときに、そこに人の暮らしというものが継続的に反映されていないと持続的なきれいさは望めない。年に1回の御渡りが復活され、継続的に行われれば、神事に関係する川だからきれいにしようという人の意識が働くので、ぜひ継続的な復活が望まれるというふう感じた。神事が途切れるような要因というのは何か。国交省で支援できることはぜひして頂きたい。(第5回委員会)</p> <p>→河川管理者としては川に入りやすい低水護岸の設置等、御渡りが継続的に実施されるよう治水に影響を与えない範囲内の支援としては検討していきたい。大和川は土砂の生産量が多い河川であり江戸時代から浚渫が行われ、土砂と闘ってきた。祭りの観点だけでなく川の管理の観点からも浚渫は非常に大切な事業であると認識している。(河川管理者回答)</p> <p>(10)10月に大和川を体験させたいという熱心な先生と一緒に</p>

河川整備計画原案（たたき台）整理表

基本方針	整備計画原案	流域委員会 (委員からの意見)
		<p>浅香へ行き、魚がぴちぴち跳ねていて、参加した子供たちも大人もすごく喜んで、大和川がよみがえってきているという実感を持った。川と遊ぼうということを、住民と一緒に真剣に追求しながら川を見守り、遊べる川辺を点から線に、線から面にしていくということを本気で考えないといけないと思う。(第8回委員会)</p>